

平成25年第2回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成25年3月8日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

10番 高久好一議員

1. 市長の政治姿勢について
2. いじめ・体罰のない学校づくりについて
3. 小規模工事等の拡大と住宅リフォーム助成制度の導入について
4. 農産物の放射能対策と支援について

16番 早乙女順子議員

1. 市長の公約等と市政運営について、その5

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	金子哲也君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君
農業委員会 事務局長	藤田一郎君	西那須野 支所長	斉藤誠君

塩原支所長 君 島 淳 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長
兼 議事課長 渡 邊 秀 樹

議事調査係 若 目 田 治 之

議事調査係 小 磯 孝 洋

課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章

議事調査係 人 見 栄 作

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は28名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議会運営委員長報告、質疑

議長（君島一郎君） ここで、過日議会運営委員会を開催しておりますので、議案質疑の取り扱いについて議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、おはようございます。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。

今定例会における議案質疑の取り扱いについて、平成25年3月7日午後3時20分より、第4委員会室において、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

那須塩原市議会では、提出された議案に対し、質疑を行っておりますが、本市議会誕生より、3月議会においては、予算質疑とあわせて議案でない市政運営方針も質疑に含めてまいりました。

このたび、質疑の一問一答制の実施と関連して、議案でない市政運営方針に対する質疑を認めるかどうかについて疑義が生じましたが、本定例会に

おきましては、さきの例を踏襲し、市政運営方針も質疑の対象とすることとなりました。

以上が議会運営委員会における協議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の議案に対する質疑の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の議案に対する議案質疑の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりといたします。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 次に、日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

高久好一君

議長（君島一郎君） 初めに、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 皆さん、おはようございます。

10番、高久好一です。
一般質問を始めます。

1です。市長の政治姿勢についてです。

市政運営方針が発表され、公約の着実な実現と市民が生まれてよかって、住んでよかったと実感できる市政を挙げています。変革を掲げる市長の考えを求めるものです。

です。市の財政状況と課題をどのように考えているか。

です。喫緊の課題である放射能除染対策で除染同意率が4割と報道されているが、効果的な除染とするための対策はありますか。

です。継続的な健康検査が切望される中、平田村への検査の進捗を伺います。また、母乳及び尿の放射能検査に市民が利用しやすいよう工夫されているか伺うものです。

です。市の基幹産業の行方に大きくかかわるTPP問題や産業廃棄物問題に全く言及されていないのはどうしてでしょうか。

です。デマンド交通導入に合わせ、高齢者タクシー料金補助事業を廃止することはやめ、さらに拡充すべきではないか。

以上、5点について答弁を求めるものです。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 高久好一議員の質問に順次お答えしてまいります。

まず、市の財政状況と課題をどう捉えているかという最初の質問からお答えいたします。

本市の財政状況については、東日本大震災以降、喫緊の課題である災害復旧事業や放射能対策事業に加え、数々の政策的事業を実現するための予算

確保において、非常に厳しい状況を経験してまいりました。その間、数多くの善意による寄附金や支援金を初め、国、県からの補助金の確保、また財政調整基金の取り崩しなどにより対応することが今日までできました。

現在は市税等、自主財源の確保や国県補助金の活用など、財源確保に努めるとともに、事業の選択と集中により、効果的、効率的執行や行財政改革を基本とした経費の節減、市債発行を抑えながら市債残高を減らすなど、歳出の計画的で適切な執行に努めております。加えて、臨時的な財源としての財政調整基金や減債基金の確保にも努めております。

また、課題としては、マスコミ等で経済状況が緩やかな回復方向にあるとの見通しも出ていますが、中長期的な景気動向は不透明であり、少子高齢化など、納税人口が減少することによる市税収入の減少や保健、福祉、医療など、社会保障費の増加、さらには合併による地方交付税の優遇措置の提言など、多くの課題も残された状況でございます。

このような現状、課題を踏まえ、さらなる市債残高の抑制、市税を初めとする自主財源の確保及び経費の無駄ゼロに努めるとともに、全職員がこれまで以上に危機感を持って行財政改革に取り組み、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、特に持続可能な財政基盤の確立と健全財政の運営に今後とも全力を傾けていきたいと決意しております。

こういうふうにお話しした内容、わかりやすいところと、わかりづらいところあると思いますが、一番私が気にしているのは、新聞報道にもあったように「入るをはかって、出るをなす」と、こういう言葉を基本戦略に据えて、これは私だけの思いではなくて職員も共通の課題として取り組

んでまいりました。一番いい、これはじゃ、市の財政がどうなっているかを一番よく端的に比較するためには、全国に類似市42現在ございます。こういう中で、この那須塩原の財政がどこがよくて、どこがちょっと劣っているかと、こういうようなことを常に把握しながら、現在やらせていただいておりますが、特にすばらしい、すばらしいというが一番が最もすばらしいんですが、市の財政力0.812から3、これは全国の類似市では42の中で10番目、あるいはもっとこれを自慢する必要もございませんが、将来の負担比率、財政の、これがゼロ、こういう市はもうめったにございません。現在、類似市の中では三田市、兵庫、あるいは滋賀県の長浜、この3市が将来の負担比率ゼロということで、これらについては大変きちと頭の中に入れながらやっていける数字の一つだと思っています。

次に、の効果的な除染とするための対策はあるかについてですが、より多くの市民の皆様のご理解を得て、面的に除染を行うことが重要であると考えております。そのようなことから、放射能除染対策について説明会を行うなどして、情報の提供に努めるとともに、多くの方から同意がいただけるよう、今後とも努めてまいります。

続きまして、についてですが、ホールボディカウンター検査の進捗状況につきましては、3月5日の柔仁会、中村芳隆議員の会派代表質問にお答えした内容でございます。

次に、母乳及び尿の放射性物質検査が市民に利用しやすいよう工夫されているか、こういう点についてもお答えいたしますが、検査は現在、検査容器を保健センターに取りに来ていただいた上で母乳または尿をとり、検査機関へ持ち込むことで検査が受けられる、そういうシステムをとっております。この際、検査費用は検査機関に助成金の

代理受領を委任する方式をとり、検査料金から助成金の額を差し引いた額を支払うことで済むように利便性の向上を図らせていただいております。

次に、T P P問題、あるいは産業廃棄物問題について、市政方針で触れてないが、これはどういうことかという内容でした。

特にT P P問題については、過般の議会で、いつだったかあれですけども、この問題については政府の専権事項として外交防衛に似たような性格を非常に持っていて、この触れ方が非常に難しい。ただ、そういうようなこともありまして、民主党政権、あるいは自民政権下においても条件はついておりますが、参加に賛成をすると、こういう方向で来週にも総理大臣からT P P参加の表明がなされると、こういう状況の中ですので、あえてこういう問題を私は市政方針の中には盛り込むことはいたしませんでした。

また、産廃問題につきましても、これらについては、これまでの議会答弁でも産廃行政が後退することはありませんよと、こういう形の中で産廃の協議会等についての補助金、あるいはさまざまな市を挙げてのご協力、こういうものについては今までどおりの方法をとらせていただいております。この基本方針に、そういう意味で変わりはありません。

また、今後とも今まで那須塩原市が行ってきたように、県の指導要綱の改正の要望を、これはもう20年から続けているんですけども、一向になかなか改まらない。これは那須塩原と栃木県だけの問題ではないと、全国に網羅された問題であって非常に難航はしておりますが、ことしも着実に県に対して住民、市民サイドに立った要望活動は行ってまいります。

また、のデマンド交通の導入についてでございますが、高齢者の外出支援タクシー料金助成事

業を廃止することはやめて拡充すべきではないかとの質問にお答えいたします。

この内容については、私のほうからは3月5日の公明クラブ、吉成伸一議員、致知の会、磯飛清議員の会派代表質問にお答えしたとおりでございますが、これについては副市長からもぜひ内容の検討を市を挙げて進めてきた状況もございますので、その辺は答弁の中で副市長からお答えさせていただきます。

以上で第1回の私の答弁にかえたいと思っております。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） ただいま市長からお話がありました、タクシー券の関係でございますけれども、私からも1点、本市の姿勢ということで補足で述べさせていただきますと思います。

ご存じのとおり、少子高齢化というのが今後、急速な勢いでふえていくと、進んでいくという中で、本市においても高齢者の数というのは飛躍的に増加していくと、これは疑う余地のない事実でございます。当然でございますけれども、単純にこのタクシー券、高齢者の数がふえれば、倍になれば当然額も倍になっていくということでございます。この問題に限らずではあるんですけども、財源が確保できなくなれば、結果的には社会福祉政策も十分に行えないということになってまいります。

厚生労働省のほうのデータですと、以前もお伝えしたかもしれませんが、医療費、例えば75歳以上の方にかかる費用というのは75歳未満の方の5倍かかると言われております。団塊の世代の方々が60過ぎて、これまで税金を、税金を納めていただいていた方が収入の糧がなくなりまして、今度は年金生活となる中で、先ほど市長から話もありましたが、将来の負担比率、これは那須塩原市は

ゼロということで非常に健全な財政状況、今の状況ではあるわけですが、今後のことを考えますと、那須塩原市であってもこれは決して安心できるような状況ではありません。基金もあつという間に底をつくということは容易に想像できるところです。

それで私は、よくあちこちの市内のほうの団体等に呼ばれて行っているんですけども、これはない袖は振れないということでございまして、いざ、財政が底をついてから福祉政策何とかしてくれと言っても、これはどうしようもないわけでございます。我々としては将来そういった危機的な状況が来ることを前提に、まず、できることというのは経済の活性化であったり生産年齢人口の増加、そういうような政策をいろいろと打っていきまして、まずは税収を間接的にふやしていくと、そういったことに市のほうとしては全力で取り組ませていただきまして、それによって高齢者向けの福祉政策をきちんと維持、本当に必要最小限の部分は必ず維持できるように、そういうような形で長期的にやっていきたいというふうに考えております。

そういった一連の本市の考えの中から今回の高齢者外出支援タクシー料金助成、タクシー券の制度ですね、についてはデマンドタクシーの導入を契機として廃止の方向でというふうに考えています。これについては、市のほうとしても非常に心苦しい気持ちは正直ございますし、なるべくこれまで利用されてきた方の利便性を損なわないように、さまざまな政策はとっていきたく思いますけれども、そういった長期的な視野に立ちまして、まさに福祉政策をきちんと維持するために、そこら辺のところは政策についての見直しを行っているということをぜひご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

順次、再質問をしていきたいと思えます。

市の財政状況というところからやっていきたいと思えます。長期的な展望を見据えながら、的確な財政運営をやっていきたいという趣旨だったと思えます。

そこで伺っていきます。

市民によく聞かれる市債の残高の話です。佐野市の借金に当たる市債は、本年度見込みから14億円ふえて419億となる見込み、日光の市債残高は5年連続の増で529億8,000万が見込まれています。矢板市は12年度比10.8%増の起債をしています。鹿沼市は0.3%増の約31億9,000万円を起債しています。那須塩原市の起債の発行額は、今年度ですね、35億7,690万円を計上し、累計残額は371億円となる見通しと、こういう報道がされています。そういう中で、市債の残高について聞いていきます。

市債について、他市と比較して財政健全度を向上させるため、どのような分析をしているのか、本年度の累積市債の返済計画があったら示していただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 市債の残高でございますけれども、過日、25年度の当初予算の編成のポイントでもお示しをしたところでございますけれども、単純に合併当初408億円の市債の残高ということでございましたけれども、23年度末では384億円ということで減少しております。

なお、24年度の見込みでありますけれども、383億5,000万円ほどの市債の残高の見込みというような形でしております。

市債につきましては、基本的に以前に借りたものというのは当然利率が高いという状況もございます。そういったことで財政に余裕のあるときになるべく早目に、そういう高い利率のものは返済を行うというようなこともあわせて実行しております。市債の残高については着実に減ってきているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 先ほどの答弁にもありました。市長の答弁の中にもありました、那須塩原市の財政で誇れるところというところでありました。財政指数が10と、さらに将来負担比率ゼロと、非常に結構なことです。

市長はずっと那須塩原市の財政は大変なんだということを言われてきました。そして今、発言が急に変わってきました。私、今議会、初めてこういう発言を聞いたんですが、那須塩原市は決して県なんかよりも健全で、那須塩原市はそんなに将来暗くないよと、いつからこういう評価に転換したのでしょうか、ここのところを聞かせていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） これについては、経常収支比率、こういう今、私が先ほど発言したような内容は、新聞で記事になったことございません。経常収支比率、これだけが一覧表で新聞出てくるんですよ、毎年。この数値が93.9と現在、そういう形になっておりまして、これは類似市と比較いたしましても、ちょっと資料を置いてきちゃったんですけども、多分36番、7番、8番ぐらい、42の中で、そういうところが是正していけばすばらしいものになると。私がもともと感じていたのは、この経常収支比率、これを下げるのには、いろいろの方法がございますが、これとて1つやれ

ば、必ずここが財政が強力になると、こういうものではなくて、やはり全体として、一番基本になるのは市債の残高をできるだけ抑えながら、いわゆる将来の負担比率をゼロのまま維持できると、こういう方向に持っていくのがいいだろうと。私がこれ、突然書いたということではありません。こういう厳しい状況の中ですので、過去1年をかけて、吉成伸一議員、公明クラブにお答えしたような非常に何とというか、お金が浮かしてきたと、こういうことも相まって、途中から私は今の余り経常収支比率にこだわらなくなったと理解をしていただければありがたい。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（渡邊泰之君） すみません、市長から今あった答弁に若干補足ではありますが、先ほど私が申し上げたように、確かに今現在は那須塩原市、非常に財政的には比較すると近隣の他市町に比べてもいい状況であるということは、それは間違いない話でございます。他の地域に比べれば人口の減少比率、高齢化の将来の予測も低いということは、これも事実でございますけれども、ただ、その那須塩原市であっても、これは将来的には夕張のようになってしまう可能性は非常に私は高いと思っております。それは、みんなで渡れば怖くないではないですけれども、ほかがもっとひどいから大丈夫という話ではなくて、那須塩原市であっても、ある意味、日本全体が今、非常にあと10年後、20年後にはどうしようもない状況になるということは、数字を冷静に見れば、これはあらがいのない事実でありまして、そのためにはまだ財政的に健全であるところの我々が一つ見せていくと、この那須塩原市であっても、これは危機的な危機意識を持って取り組んでいるんだということがわかれば、近隣の市や町も、我々ももっと真剣にやらなきゃいけないという気になってもらえる

と思います。そこは、そういう意味で例えばこれは適切かどうか分からないですけれども、これから冬の時代に行くに当たって、我々はきちんと蓄えるものを今、蓄えておかないと、冬になってからどうしようとしても、これはどうしようもないということで、今、財政的に余裕がある中で、さらにもう少しふやして行って将来への投資をきちんとしていくと、これが本市の姿勢でございますので、ぜひともご理解をいただければと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今まで市長が述べてきた財政の見方と余りにも違うんで、ちょっと私も戸惑っています。健全ということに関して我々は非常に、これは歓迎すべきことです。しかし、この財政がよくなってきたというのは、やはり市職員や市民が努力して税金に関しても頑張ってきたということのあらわれだと思います。合併して5年間は税金が栃木県で収納率が最悪というような報道が絶えずされてきました。ここに来て、その努力が実ってきたと。これは市民と一緒に努力してきた、そのたまものだと私は思っています。だからこそ、これからもしっかり市民と一緒にやって、こういった方向で努力を重ねていかなければいけないということだと思います。

続きまして、2番のほうに入っていきたいと思えます。

放射能の除染対策です。同意率が4割ということ。その効果的な除染を進めるためにどうするかということで、私のほうも情報を集めてまいりました。同意書の回収、少ない中だが分析はまだ行ってないという総務部長の答弁もありました。除染するまでに3回訪問する必要がある、訪問や人員に要するというのがわかったと。測定除染について市民がどう受けとめているか、つかん

でいますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 詳細の分析等も含めて、これからという状況でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） これからという答弁でした。

私が地域を歩いていて出くわした代表的な話です。8人の作業員、仕事の丁寧な図面書き、ほとんど素人と思われる測定助手、2時間ほど要し、立ち会った住民が測定値を聞いても「ぎりぎりです」と言って教えてくれず、書類もなかった。立ち会う意味がないと、改善を要望されました。一方、5人の作業員、なれていて1時間ぐらいで終わり、測定もわかりやすく教えてくれた。測定のグループによる熟練度の差が見受けられる。除染を希望する市民への現場での説明など、どう対応するのか考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今、議員からご指摘のありました場所によって、そういった若干の対応の違いがあるということについては、当然改めなければならぬというふうに思っております。当然個人のお宅にお邪魔するということがございますので、立ち会いはぜひお願いをしたいというのが、まず第一原則でございます。そういった中で、差がないように、これからよく業者等にも指導してまいりたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 市長。

市長（阿久津憲二君） 私も実は、夜になると電話をいただいております。3日前ですけれども、広島原爆手帳を持っている76歳の方から除染の

方法について、こうやればいい、ああやればいいと、事細かに注意をいただきました。

ただ、この除染については議員ご承知のように、環境省のメニューに沿ってやらないと国の交付金、補助金がおりにこない、こういう壁が、ハードルがありまして、とってもいい提案なんですけれども、それをまた数値化して、現場できちっとやっていくというのには、とてもとてもこれは難しいのかなと、そういうことも感じましたが、平成24年度、栃木県で最大だと思います。本市が要望した除染についても予算取りもできたことでありますし、25年度についてもできるだけ、その方もお年寄り夫婦などで要望しないと言うんですよ。もういいと、だけれども、広島で物すごい苦労したと、300人いた同級生、76ですけれども、100人亡くなりましたと、こういうようなお話を含めて、電話だったんですけれども、私、知っている人なんで、夜遅くなりましたんでお話し伺っていましたが、そういう思いも総務の担当のほうに伝えながら、できるだけ市民の納得のいく方向で今後進めていければなと、それで予算づけがなくともソフトの面で解決できる、意外とそういう電話が多いんですよ、運用の面で、でも、この非常に難しいのは、除染って誰もやったことないんですよ、作業員も、企業も、始まったばかり。こういうことで若干のやはり不満が発生するのは、これはいたし方ないなと。でも、その不満を乗り越えてやっていくと、こういうことをしないと除染は進まない、かたい決意を持って徹底してやると、こういう決意で現在も進んでおります。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ぜひかたい決意を持ち続けて、市民のためにしっかり頑張っていただきたいと思っております。

除染を行ったお孫さんのいる家庭では、庭の表

土をはぎ、砂利も敷かれ、作業する4人、それを監督する建設会社の2人、見守るおばあちゃん。おばあちゃんの話では「下請が地元の人なのでよかった。安心してお願いできる」「砂利は自分持ちだからと言う人がいるが、どうでした」と聞いたところ、「もともと敷いてあったので、お金はかからない」と、「除染してよかった」と、こう言っていました。市民が安心して除染を実施するために多額の予算を使う事業で、地域復興は地元の下請業者がどのくらい参入できるかが大きく影響します。市は、東洋建設には極力地元の下請を使ってほしいと要望しているが、東洋建設次第、こう話していました。

測定や除染で市内の下請事業者の参入状況は把握していますか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 基本的にマネジメントにつきましては、いわゆる東洋建設からパスコという会社がマネジメント業務を請け負っております。そのほか一般の除染でございますけれども、11社の下請という状況でございます。そのうち地元の業者でありますけれども、現在のところ5社という状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 私のほうは地元の業者ということで、ちょっとセンターのほうに問い合わせしてみました。地元というのは県内が7割と、うち市内の業者が今の言う11社でよろしいんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） ただいま申し上げましたのは、全体で11社の下請ということで、そのう

ち地元、市内でありますけれども、それが5社という状況でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） わかりました。地元が7割、これは栃木県内の7割だと、そのうちの11社のうちの5社が市内と、他府県が3割、こんなふうに聞いております。多くの地元事業者が参入できて、市民が安心して除染ができるよう、対策を求めるものです。

に入っていきます。継続的な健康検査ということで質問しました。

既に会派質問の中で答えが出ています。ホールボディカウンターによる被曝検査状況、平田村で413人、これは1月末現在、那須町で191人、合わせて604人、那須町の占める割合31.6%になっています。3月末までの検査のためのバス予約は、ほぼ満席、300人程度になっており、これが受けたとしても900人程度と、こういう状況です。

そこで伺っていききたいと思います。

被曝検査の約3割が那須町で行っているという実績から、平田村まで行くと相当負担があるということが考えられないでしょうか。継続的な検査と正確さが求められる中、遠くまで検査を受けることが難しくなっている、そう思いますが、市はどう考えているのか対策もあわせて聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） ホールボディカウンターの放射性物質検査のことにしまして、平田村と那須町ということで、那須町にも3割程度行かれているということで、平田村について何か問題がないかということかなというふうに思っておりますけれども、1つには、距離の問題は当然でございますけれども、那須町につきましては、あ

くまでも簡易検査ですと、それから、平田村につきましては精密な検査ということで、それはどちらを希望するかはその市民のお考えで、両方選択できるというふうな体制、これについては那須町だけにしちゃいますと、その精密な検査を受けたいという方についてはお応えできないということもございますので、そういう意味では平田村は必要かなというふうに思っております。

それと、先日の会派代表の中で申し上げましたけれども、今現在は18歳までのお子さんについては無料ですけれども、大人の方につきましては一応6,000円で、助成金が3,000円ということで、一旦6,000円は向こうで支払いいただかなければならないということで、それが高いか安いかという問題は当然個人の考えですけれども、那須町については1,000円ですので、その料金の差もあるのかなというふうな捉え方はしてございます。

そのために、先日もお答えしましたけれども、4月からは平田村の場合でも最初から3,000円、本人の自己負担分だけ支払ってくれば、市のほうから残りの3,000円は相手方にお支払いするというので、代理受領方式というふうな形にさせていただきたいかなというふうに思っております。

そんなことで、私どもとしては両方、当然必要だなということで考えてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ぜひとも多くの方が検査を受けられて、しっかりとした正確な検査が受けられるという状況をもっと拡充していただきたいと思えます。

母乳と尿の検査については先ほど説明がありました。まだ始まって件数が少ないということで、まだまだ情報提供が少ないのかなという部分があります。ぜひこちらも、さらに努力を進めていただきたいと思います。

に入ります。T P Pと産廃の問題です。

この問題、国の専権事項だという話が市長から出てまいりました。このT P P問題なんですが、市長の市長になるときの公約でもありました。その意味で、いろいろ細かく聞いてまいりましたけれども、大きな問題をはらんでいます。産廃の問題とも関連があります。そういう中で、市長の答弁の中にもありました。このT P P、この地域で独自に市が行っている事業で、このT P Pによってやめなければいけないと、いろいろな市の施策があります。こういった問題について、どの程度捉えていますか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） T P Pに影響してやめなきゃならないような事業者ということでございますけれども、T P Pの交渉、20を超えるような分野にわたるということでございまして、国において検討がされているというところでございます。現在その具体的なものが示されておりませんので、まだ市としてその辺のところは捉えておりません。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） まだはっきりしていないので捉えていないという話でございました。その中で、私大変このI S D条項というのは気に入っています。よく知られているのはカナダとメキシコの政府がアメリカから訴えられて敗訴した事例です。有害物質が含まれたガソリンの輸入規制、さらに先ほども産廃問題で後退することがないと言われた、その廃棄物の埋立計画の中止といった環境や国民の健康を守るための規制もI S D条項で訴えられ、多額の賠償金の支払いなどの裁定が下されているという、これはもう既に世界的に有名な話です。

そこで、重なる部分もあるかと思いますが、伺っていきます。

市長は昨年、みんなの党はTPP賛成推進だが、市長としてはTPPに反対する。産廃問題は今後とも後退することはない。先ほども、こう宣言されました。TPPに参入すると有害物質を含んだガソリンの輸入規制や廃棄物の埋立計画の中止はできないことになります。産廃を反対運動でとめることもできなくなります。市長の考えを求めるものです。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） このTPPの考えについては、高久議員にも去年、質問にお答えしております。現実として40数年間にわたって農産物の、主力となる農産物の交渉で常に反対を通したのは共産党だけだと私は認識しておりますが、しかし、現状のような状況の中で、これからいかんともしがたい、そういう状況が多分あるんだと思います。私も詳しくわかりません。わかりませんが、国として、政府・与党として、来週にも参加を表明すると、こういう新聞報道が流れておりますので、やり方については慎重にやるんだと思いますが、この点については手を挙げて何か大きな発言をしても、それは無効に等しい、こういう状況もありますんで、私は現状を見守りたいと、注視したいと思っています。

ただ、その産廃が中止できなくなるという発言について、ちょっと私の認識では理解がしておりませんでした。何かの規制分野でそうなるのかもしれないませんが、その点については深く考えたことはありません。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。産廃の問題に関しては深く考えてないと、ぜひこの問

題ね、しっかり考えていただかないと那須塩原市の環境を守れないということになります。もちろん国の問題大きくかかわってくるんですが、TPPは食料主権、経済主権、国家主権まで奪われ、日本の国の形を変えることになります。こうした屈辱的な不平等な協定は断じて参加すべきではありません。そして、アメリカのこうした問題はTPPで終わりではないということです。市のほうとしてもしっかりとした対応を考えていただくよう求めて、 に入りたいと思います。

デマンド交通です。

採算の合わない路線を、ゆ～バスから10人乗りのワゴン車に切りかえ、ふえる路線は2路線だけ、名前だけがデマンド交通の計画になっているのではないのでしょうか。ドア・ツー・ドアが全くない運用で、デマンド交通と呼べるのか大きな疑問です。不便なデマンド交通にならないよう、市の考えをさらに聞かせていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） デマンド交通に置きかえた部分について、利便性が損なわれるのではないかというご懸念かというふうに今、お聞きしたんですけれども、確かにデマンドということは需要に応じてということですから、普通の路線バスのように、その時刻、その停留所に行けば必ずバスが来るので乗ればいいということではなく、前もって予約しなければならないという、一手間かかってしまうということでは若干利便性は落ちてしまうのかなというふうには考えております。

当面、最初の走り出しについては、ゆ～バスが走っていた路線について、定時、定路線ということで考えておりますので、そういう利便性が若干落ちるということはあると思います。ただし、2年間ということで試行期間ということで設けてお

りますので、今後、地域の皆さんのご意見とか利用状況とか、そういったようなものをどんどん積み上げていく中で、これが寄り道できるスタイルであるとか、あるいは停留所の数をふやすとか、いろいろな方式が考えられると思いますので、これはどんどん地域の方が利用しやすいような形と一緒に育てていきたいと。今、最初の人に私どもの考えだけで、これが一番ベストというのは、これは絶対出せませんので、地域の皆さんも一緒に育てていくんだということの中で、なおかつどんどん利用するというでも育てていっていただきたいというふうに思っておりますので、これからということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 2年間の試行期間がある中で、地域の実情に合わせて、市民の要望に合わせて使いやすくしていく、そういう努力を重ねるといった話だったと思います。いつかの会派の質問で、そういった話も出てきたと思いますが、大きな問題はこのデマンド交通、福祉タクシー券と呼ばせていただきますが、使用目的は75%、その中でタクシー券を廃止すると、先ほど副市長からも発言がありましたが、福祉タクシー券の使用目的は75%が病院で、17%が買い物と、まさに介護予防のための外出支援から、今では健康と命を守る福祉タクシー券と、こういう姿が浮き彫りになりますと。これを情け容赦なく切っていくというのが、今度の福祉タクシー券をなくす計画です。

市は福祉タクシー券対象者が年々増加することが見込まれており、現在の助成制度を続けていくことが財政的に困難な状況にある。市民に不公平感があり、賛同を得ることは難しい状況である。市民の納得は得られないという声を、どこから集

約、導き出したのか、詳しく聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 確かに今、議員がおっしゃったようなことで、会派の代表質問のときにお答えを申し上げております。

1つには、この制度が当初、介護予防といいますが、閉じこもり防止と、とにかく外にお出かけをいただきたいというふうなことで、別に目的は限定がないという形でスタートしている経過がございます。その中で、ひとり暮らしで当然車は運転できませんよと、それから、高齢者だけの世帯で当然車を運転できませんというお持ちではないという方について、タクシー券、基本料金の分を1カ月に4枚ですね、それを交付してということとで始まっております。その後、家族がいても、例えばせがれさんとか娘さんがいても、日中お仕事に出かけてしまうと、そうすると、ひとりになってしまいますよということで、そういう方についても同じように交付をしますよということになったということで、最終的に先ほど言いましたように、議員がおっしゃられましたように大部分の方が通院と、それから、買い物にご利用だということとでございます。

当初の目的とちょっと変わってきているのかなというふうなことで、そういう声はいろいろなところで聞いてございます。

一方で、障害者ですとか、要するに足がわりにするというような福祉タクシーの制度ももちろん市のほうでございますので、それと同じような考え方になってきてしまったのではないかというふうなことは、あちこちでお聞きをしてございました。それと、その日中ひとりになりますよという方の考え方ですね、家族がいてもちゃんといいですか、仕事に行くなり会社に行って、昼間ひと

りになってしまいますよという方と、自営業なり農業の方とかの対象になる方の線引きとありますが、その辺がちょっとあいまいではないかというふうなこともございます。

それと、一番地域で聞くのは、この前も大部分の方が黒磯駅周辺、西那須野駅周辺で8割以上の方がご利用になっていると、タクシー券全体ですすね、ということになりますと、先ほども言いましたけれども、初乗り料金の助成ということでございますので、ちょっと市街地から離れた方についてはタクシー券いただいても、結局初乗りですから2キロ程度ですすね、それ以上乗ると、その部分自分で自腹を切らなくちゃならないということで、その金額がかなり多額になってしまうという場合には、ちょっといただいても使いづらいのかなということで、それが先ほどの数字にあらわれているような感じもしますけれども、そのようなことで、それはいろいろな場面で市民のほうからはお聞きをしたり、それから、それを仲介している、仲介といたしますか、交付のお手伝いをいただいている民生委員さんですとか地域包括の職員の方とか、いろいろな関係者の方からも時々、その都度その都度そういう声は聞いているということでございます、そのような実態がありますということをお前提に、先ほど副市長から答弁申し上げた、将来のことも考えまして今回見直しというふうな形になったということでございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） どうも余り実情を説明しているだけで、答えをもらっているような気がしません。あわせて、先ほどの答弁にありまして、高齢者が倍になれば予算も倍になると、そういう荒っぽい答弁もいただきました。

総務省は、日本の人口統計について、いつからそういうふうになったんでしょうか。私はそうい

うふうには聞いていません。今の人口が高齢に増えてなだらかに高齢者がふえるような、そういう形を描くと、私はそういうふうには統計を聞いています。倍になれば倍になるみたいな荒っぽい答弁は、決してやってないんだと思います。それをたしか訂正しているんじゃないかと思えます。ですから、福祉タクシー券が高齢者が倍になれば倍になるといようなことは決してないと思っています。

高齢者からの要望があり、年々増加する高齢者は世界共通の人類の進歩として喜ぶべきことです。使いづらいなら、要望に合わせて予算をふやせば解決できる問題であることは明白です。昨年的那須塩原市の決算は約27億円の黒字決算です。この黒字決算に甘えることなく、そういう答弁も出ていますが、この福祉タクシー券に使われた予算は幾らですか。答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） これにつきまして、3月5日の会派代表の質問の中でお答えを申し上げましたけれども、平成21年度で4,924万、それから、平成22年度で5,416万、23年度が5,596万ということでございます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の追加

議長（君島一郎君） ここで副市長より発言があります。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 先ほど高久議員のほうからご指摘のあった件でございますが、人数が2倍になればタクシー券、額も2倍になると、乱暴だという議論ありましたけれども、そこは1つ、要するに、タクシー券の性質としては人数割で出しているものですから、当然2倍になれば2倍になるということで述べたということが1点でございます。

それから、先ほど私が2倍というような数字を出したことに關してですが、実は厚生労働省のいわゆる外郭団体で社会保障人口問題研究所という場所があります。そこで出している人口データ、推測、推計については政府のほうでも、それを1つ根拠として各種使っているわけでございますが、例えばそこでいいますと、那須塩原市について65歳以上の人口が2005年ですと2万人、17.2%、全体ですね、それが2035年には3万7,000人、那須塩原市の人口の中に占める比率は33%、約3分の1になると。2万から3万7,000ですので2倍弱であるということ、それから、75歳以上に限っていいますと、2005年の段階では9,000人だったのが、2035年、その2005年から数えて30年後でございますけれども、2万2,000人ということで2倍強というような推計が出ております。

一応、これは私が言っているわけではなくて、厚生労働省のほうの外郭団体のほうで調査して、推計を出した結果でございますので、以上、ご報告申し上げます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 副市長のほうからタクシー券の利用について、数の推移の報告がありました。

市長の市政運営方針にある高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう応えるこそ、那須塩原市本来の仕事だと私は思っていますが、デマンド交通で対応できない地域、病院に行くことをためらい、その結果、予防がおくれ、費用が増大することについて、どのように捉えていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） デマンドタクシーのカバー範囲という意味でのご質問かなというふうに思いますけれども、今現在もゆ～バスと、それから、ゆ～バスの路線だけでございますので、公共交通はですね。ただ、タクシーについてはタクシー券の助成、1カ月に2,800円程度ですけれども、タクシー券の助成はなくてもタクシーは乗れるということで、経済的な支援ではございませんので、お金がなくて通院ができないという方については、また別な施策がございますので、そちらで対応は可能かなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 今回、デマンド交通の導入のということも含めて、これまであったゆ～バスの再編というようなことをやってきたわけなんですけれども、そもそも公共交通というものについては、人が移動する、人や物が移動するための手段ということで、一番遠いところだと飛行機とか船舶とかがあります。それから、大量

輸送で鉄道というのがあります。さらに一定量、ある程度の距離を運ぶということでバスがあります。個別に運ぶということでタクシーというのがあるわけです。それら、いずれの公共交通もないところに、どうするかということでデマンド式の交通というのが、多分最近考えられてきたんじゃないかというふうに考えています。

今回の見直しをするに当たっては、当然タクシー券というのとも関連づけていろいろと検討してきたわけですが、先ほど来、話に上りますように、タクシー券の利用状況が各鉄道駅の周辺に、そこら辺はタクシーがたくさんいますから、そこら辺に住んでいる人が同じエリア内の病院とかお買い物に行くときに利用しているというのが、ほとんどの例で、郊外に住んでいる方たちはほとんど利用されていないという制度だということですね。

タクシーで利用しなきゃいけないというところについて、身体的にバス停まで歩いていくのが大変だというのも1つにあるでしょうし、また、バスそのものがほかの鉄道なんかの公共機関との連絡も余り今のところよくないという、利便性がよくないという、便数も少ないということもあるだろうと。だとすれば、人が動いているエリアというふうなタクシー券の利用の密度が濃い地域を、人の移動の多いエリアというふうに捉えまして、その部分については、ゆ～バスの利便性を向上するという対応したいと。ゆ～バスの利用が非常に少ないと、バスである必要はないのではないかと、人数的にも、利用頻度からも、そういうものについては多少、最初ご不便はおかけするかもしれませんが、デマンド式に置きかえていくというようなことで今回の新しい公共交通、市内における新しい公共交通システムということで提案してきたわけです。

したがって、ゆ～バスとデマンドで今までタクシー券を利用されていた方のかわりになるというふうには全く考えてはいないわけですが、今後これからどんどん高齢者がふえていく中で、高齢になったからといって、いきなりその日から歩けなくなるわけじゃありませんので、元気なうちにできる限り歩いて、なおかつ少し遠いところはバスなり、プラスタクシーとか電車とか、公共交通機関を利用して移動するというような生活スタイルに今後変えていかなきゃいけないんじゃないだろうか。さらに高齢になって、運転免許証も返さなきゃいけないということも考えた上で、市民一人一人が今後、高齢になったときの生活スタイルというのを考え直してもらいたいというような意味も含めて、新しい公共交通システムをこれからどんどん充実させていかなきゃいけないという、一つのきっかけとさせていただきますというふうに考えて、今回の提案になったということでご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。確かにね、こちらは無駄な経費を使って、無駄なことをやれと言っているわけではありません。ちゃんとした根拠があると、先ほども言いましたように、今ではと、健康と命を守る福祉タクシー券という実態があります。駅の周りで使われるというのは、駅の周り以外にタクシーがないと、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、タクシーがないと、どうしても、そこへ行かないとないと、バスもないと、そういう中でゆ～バスであり、福祉タクシー券、そして今度デマンドと、もっと便利なデマンドへと便利なものができる一方で、不便になるということがあってはいけません。

高齢者の健康と命を守る重要な役割を果たしている命の福祉タクシー券を廃止することは、絶対に認められません。高齢者タクシー料金補助事業の存続と拡充を求め、廃止の撤回を強く求めるものです。

以上で、この項の質問を終わります。

続いて、2番に入ります。いじめ・体罰のない学校づくりについてです。

いじめや体罰の問題が大きな社会問題となっています。今後の取り組みについて、市の考えを求めます。

子どもの命最優先の原則は、どのように取り組まれていますか。

教職員や保護者の情報共有は、どのように図られていますか。

です。子どもの自主的な活動の比重を高め、いじめの起きにくい人間関係をつくる努力は、どのように行われていますか。

です。本市でも同様の問題が発生していると思われませんが、被害者の安全確保と加害者への対応は十分でしょうか。

です。被害者や遺族が真相の解明に参加できるよう、知る権利を尊重する、いじめ防止条例をつくる考えがあるか。

以上、5点について答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、高久議員のご質問に順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、最初の子どもの命優先の原則の取り組みについてお答えをいたします。

本市におきまして、児童生徒にかかわる教職員は、児童生徒の生命を守ることが何よりも最優先すべきことであるとの認識に立って、これまで日々の教育活動に当たってきております。いじめ

への対応が後手に回ったことで、とうとう命を失うことにつながりましたこのたびの事件を教訓といたしまして、市内校長会議を初め、各種研修会等におきまして、折に触れて教職員に対して継続的に指導をしております。

また、児童生徒に対しましては、道徳教育や特別活動を初め、学校教育全体で取り組むべき内容でございますので、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めるといった人権尊重の理に立ち、人権週間などの積極的な教育活動はもとより、全教育活動を通して生命尊重の教育を現在も指導しているところでございます。

また、全ての学校におきましては、定期的にいじめに関するアンケート並びに教育相談を実施し、いじめを見逃さない取り組みを引き続き行っております。また、教育委員会におきましても、年3回の各学校への聞き取り調査を行ったり、随時の相談により学校と連携をして、今後とも、いじめの防止に取り組んでまいりたいと、こう思っております。

次に、教職員と保護者の情報共有についてでございますけれども、いじめの解決には加害、被害児童生徒への事実確認だけに終わらせることなく、保護者との連携が必要不可欠であります。そのために、いじめに関係した児童生徒の保護者とは家庭訪問を行い、直接対応しつつ、いじめを認知した段階から連携を図りながら解決に向けた指導や援助に当たっているところであります。また、状況によりましては、学校全体の問題として捉え、保護者にもいじめを知らせ、その防止に向けた体制をとることも大切だというふうを考えております。

次に、子どもの自主的な活動の比重を高め、いじめが起きにくい人間関係をつくる努力がどのように行われているかについてでございますけれど

も、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送るには、さまざまな活動に自主的、主体的に取り組み、子ども同士の間関係を築き上げていくことが非常に重要なものであると考えております。

そこで、各学校におきましては、発達の段階を考慮しながら特別活動やさまざまな体験活動を通して、子どもたちが自主的、主体的に活動に取り組めるよう、段階的に支援をしております。

また、人間関係づくりにつきましては、本市において平成21年度から導入をしておりますハイパーQ Uも有効に活用しております。このアンケートでは、不登校やいじめの早期発見、対応に役立っておりますけれども、それ以外に児童生徒一人一人の対人関係における、かわりと配慮のスキルを見ることが出来ます。それらの結果をもとに、発達の段階を考慮し、児童生徒や学級集団の実態に応じて適切な人間関係を築くための指導を日々行っておりまして、教職員みずからも研修を受講し、なお一層指導力向上のために努めているということでございます。

次に、本市でのいじめや体罰の被害者の安全確保と加害者への対応についてお答えをいたします。

本市におきましても、これまでいじめの事案を把握しております。いじめはどのようなものであっても、被害者、加害者とも児童生徒であることから、双方への対応をとる必要がございます。保護者の心情や児童生徒の心の傷によって、例えば被害児童生徒を心身の安全や安心、安定を図るために一時的に別室で個別の支援をするなど、本人、保護者の意向を踏まえながら、保護者と学校と市教育委員会の三者が連携を図り、通常の学校生活ができるように丁寧に適切な対応を引き続き努めてまいりたいと、こう思っております。

一方、加害児童生徒及びその保護者に対しましては、いじめは絶対許されないことであるという

観点に立ち、十分な反省と再発防止に向けた対応を校内体制で行うとともに、状況によっては関係機関と連携を図るなどして、慎重かつ丁寧に対応するように指導しているところであります。

最後に、いじめ防止条例につきましてお答えいたします。

いじめ防止条例につきましては、3月5日、公明クラブ、吉成伸一議員からのご質問にお答えしたとおりでございます。

以上であります。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。から再質問を行っていきます。

いじめや体罰を隠蔽したり、けんか、トラブルと捉えたり、子どもを守れないケースが長い間続いています。何とせよとめなければいけないと思い、この質問をしたところです。

そこで伺います。

重要なのは、いじめを解決した。辛くも子どもの命を救った等の経験が各地で積み重ねられていることです。その経験に学べば、事態は打開できると、こう思います。学校には多くの仕事があります。しかし、子どもの命を守ることほど大切な仕事はないはずで、このことをはっきりさせて、いじめや体罰へのあいまいな対応はやめようということです。教育長の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私は、子どもたちが安心して学ぶ場所でなければ学校はならないというふうに常々思っておりますので、あらゆる面から安全の確保、安心して学べる環境、そういったものを確保することに今後も努めてまいりたいと、こう思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。ぜひあらゆる面からいじめと体罰、これをなくしてほしいと思います。

体罰は、究極の弱い者いじめです。いじめの対応は絶対に後回しにしない。いじめをなくすこと。いじめから子どもの命を守る取り組みは、いじめを早い段階で発見し、対応すること。子どもが守られていると感じられるようにしていくことが大切です。市民ぐるみで、いじめや体罰を許さない取り組みを進めていくことが大切だと思います。教員と子ども、信頼関係が大事なことで、まず大人社会がいじめや暴力をなくす規範を示すことが必要だと思います。

に入ります。教職員と保護者の情報共有について聞きました。

すぐに全教職員、保護者に知らせて連携をとっているというお話でした。まず、基本がそうであると思います。

会派代表質問の中で、平成24年9月までに対応したいじめは19件だったが、2月に改めて調査をしたところ41件にふえ、5件が対応中で、発達状況に応じた指導を行っているということでした。体罰は5件確認され、小学校1件、中学校で4件、行われたのは授業中2件、スポーツで2件、その他1件あり、学校とスポーツという場には体罰が入る余地はないと、そういうことを徹底すると。スポーツ少年団では、年2回の研修を行っているという答弁が行われています。その中で、被害者と保護者には説明を行い、謝罪したと報告されました。

いじめと体罰はささいなことと見えても、様子見にせず、教職員と保護者で情報を共有して対応することです。被害者はプライドもあり、報復も怖く、「いじめられている」と聞いてもなかなか認めません。大人が、ひょっとして何か感じたと

きには相当深刻になっているという場合が少なくありません。

そこでお伺いします。

新たな調査結果を受け、こうした事態に対応するため、日ごろから取り組んでいること、新たに取り組むことについて聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、いじめ関係の話でございますけれども、さきにお答えしたように、2月末現在で今年度41件を認知して、うち5件、現在解消に向けて取り組んでいるということをお答えしましたけれども、一昨年におきましても、ほぼ同じような数字を認知して、その解消に向けて取り組んできたということもございますので、あわせてお話を申し上げました。

これまでもいじめの早期発見には先生方、本当に毎日全神経をとがらせて、それに努めております。また、子どもたち自身の望ましい人間関係づくり、これは学級集団づくりになるわけですが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、ハイパーQ Uの調査を用いまして分析を行って、年間2回、丁寧な学級のかかわり方につきまして、担任だけではなくて学校全体で各クラスの状態等を検討して、望ましい方向に向かうための方策について協議をしながら、学校全体で取り組んでいるというふうなことでございます。

今後、さらに子どもたちの望ましい環境をどうあるべきかということを真剣に考えながら、できる限りのことをやっていきたいというふうな考えでおります。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 学校全体でできる限り可能なことをやっていきたいという答弁がありました。

に入ります。子どもの自主的な活動といじめの起きにくい人間関係の努力について聞きます。

国連子どもの権利条約も言っている、教育の場に子どもの自主的な活動の比重を高め、いじめの起きにくい人間関係をつくるのが大切です。運動会や学校祭を通じて団結ができ、いじめになりそうなときにも「やめなよ」の聲がかかるようになったなどの話を聞いています。授業時間をふやそうとする余り、各地で運動会や文化祭などの子どもの自主的な活動や時間が減っていることは心配です。

そこで伺います。

国や教育委員会の言う規範意識や道徳の場で評価をするのではなくて、子どもの意見や学校生活の中で人間的なつながりを育ててほしいものです。市では、子どもの権利条約に取り組むとしています。子どもの権利条約をいじめ・体罰にどう生かすか考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃるとおり、現在新しい学習指導要領になりまして、授業時数等もふえております。

したがって、教育課程を編成する中で、どうその時間を確保するかということで各学校、大変いろいろな工夫をしています。勢い、その中で特別活動、あるいは学校行事等についても多少手を加えなければならないというところもございます。しかし、子どもたちの自主的な活動、学校だけではなく地域においても、あるいは放課後のさまざまな場面でも自主的な活動というのは、私は保障されていかなければならないのではないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、今後とも子どもたちがいろいろな場面で、さまざまな体験ができる、そういう

子どもたちの生活の中のゆとりというんでしょうか、そういったものを子どもたちにかかわる全ての大人の人たちが配慮していかなきゃならないのではないのかなと、そんなふうに考えております。議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁がありました。地域の活動にも子どもの権利条約と、子どもたちの活動の場をしっかりと確保できるよう対応していきたいということです。ぜひこの方面で頑張っていたきたいと思えます。

に入ります。被害者と加害者の安全確保と加害者の対応について聞きました。

安全確保といじめ・体罰がなくなるまでの対応をしっかりと対応していただきたいと思っております。

その被害者の安全確保、加害者の対応の中で、被害者と保護者には説明を行い、謝罪した。そして、保護者にもしっかりとした説明を行ったと、こういう答弁がありました。いじめでは発達に合った対応と保護者には説明を行っている。体罰では被害者と保護者には説明を行い、謝罪した。こう答弁されましたが、教師や保護者のどの範囲まで説明しているのでしょうか。この範囲について聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 当然のことながら、当該関係者に対しましては、きちんと説明もしくは謝罪等を行っております。

また、いじめにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、プライバシーに触れる部分は別ですけれども、今後いじめを防止するという観点からも、できるだけ多くの人に情報を共有していただくと、そういうことが大切と考えておりまして、学校でも必要に応じて多くの方に、いじめ

の事案があったということをお知らせして、今後そういったことがなくなるようにというようなことで対応しているというような状況でございます。議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 当該関係者だけではなく、もちろん事細かいに全部話せということではありません。概要はしっかり報告していただかないと、いろいろな問題が起きてきます。よく言われることですが、「うちの学校にいじめも体罰もあるわけがないでしょう。いじめられるには、いじめられるわけがある。たたかれるのには、たたかれるわけがあるんです」、こういう言葉はさすがに今はありません。しかし、こういった言葉、すぐ頭をもたげてくるのが今までの経過です。

いじめは弱者が行い、体罰は未熟な指導者が行うものという考えが、とうとい命が奪われて、ようやく定着し始めたといつてよいと思いますが、どう受けとめていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 私は、いじめとか現在の体罰とか、そういう問題に対しましては、これまでもあってはならないことであるというふうに思ってきておりました。また、そういった者に、被害に遭った、あるいは加害になったという者に対しまして、それぞれの立場に立って適切に対応し、問題を解決していく、そういうことを各学校にお願いをしてきております。

今後とも、そういうスタンスでいってほしいというふうに願っております。どの子どもたちもそれぞれに大人になっていくために必要な勉強、あるいは運動、さまざまな体験、そういったものをしていくことが保障されなければならないというふうに思っておりますので、繰り返しになりませんが、そういった環境を精いっぱい整えて

いけるように努力してまいりたいと、こう思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 大切なのは被害者の安全確保と加害者への対応です。被害者は命の危機にあると言っても過言ではなく、安心・安全が一番です。加害者はいじめや体罰を反省し、いじめや体罰をやめ、人間的に立ち直るまで徹底した対応が必要です。そのためには、いじめや体罰に走った悩みやストレスを聞き取り、子どもには寄り添う愛情が欠かせません。厳罰主義は子どもを、鬱屈した心をさらにゆがめ、いじめを陰湿化させるものです。

5番に入っていきます。答弁がありました。吉成議員に答えたとおりのお話でございました。そうした中で、しっかりとした調査と正確な報告は、再発防止のためには欠かせないものです。

そこで伺います。

今までの調査と真相究明で不足していたと思われる点と要因についてどのように捉えているか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 調査につきましての質問ですけれども、現在行われている調査につきましては、過日申し上げましたように、21日までの報告となっておりますので、それらを受けまして、一つ一つの事案につきまして丁寧に分析をしましてまいりたいというふうに思っております。

また、本市におきましてこれまで把握していた事案につきましても、私ども丁寧にその分析をしながら、より望ましい解決に向かって何ができるか、誰がどうするかということも絶えず真剣に考えてきております。決して、それで私は十分であるというふうには思っておりません。

今後も慎重に一つ一つの事案につきまして、それぞれの立場に立って、何が課題だったのか、どうすればいいのかということを実際に考えていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今までの調査は十分とは思っていないというのは、一つのこれからの希望です。ぜひしっかりと遺族や保護者が真相究明に参加できるようにしていただきたいと思っております。子どもの命を守るという点で多くの人々が一致できるように、ぜひ配慮して進めていただきたいと思います。

2番を終わります、3番に入ります。小規模工事の拡大と住宅リフォーム制度の導入を始めます。

震災、原発事故から再生復興を進める中、効果が見えにくい状態が続く、中小企業円滑化法が3月末で期限切れとなります。

地元事業者支援、施策について市の考えを求めるものです。

市の小規模工事契約希望者登録制度、小規模工事の現状と進捗について、どのように捉えているか伺います。

です。中小企業円滑化法は、中小企業の資金繰りや住宅ローンの利用者にも大きな役割を果たしてきました。中小企業憲章の立場から国への延長要請と市独自の対応を強める考えがあるか聞かせてください。

です。2012年8月現在、4県と491の自治体で住宅リフォーム助成制度が実施されている中、県内では5つの市が導入し、地域復興と経済の循環に大きな効果を上げているが、導入について市の考えを求めるものです。

以上、3点について考えを求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 私のほうからは、市の小規模工事等契約希望者登録制度、小規模工事等の現状と進捗についてお答えをいたします。

本市における小規模工事等契約希望者登録制度は、予定金額が50万円未満で、その内容が軽易なものについて入札参加資格を持たない市内業者の受注機会の拡大を図るため導入されたものであり、現在の登録業者数は41社となっております。

小規模工事等の発注状況でございますけれども、平成23年度実績で契約件数48件、契約金額は796万5,000円ございました。また、今年度、平成24年度におきましては2月末現在でありますけれども、契約件数39件、契約金額は556万円となっております。

今後とも制度の積極的な活用を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私からは と、それから、 についてお答え申し上げます。

の中小企業金融円滑化法の国への延長要請と市独自の対策についてお答えいたします。

ことし3月末に金融円滑化法が終了しても、金融機関における中小企業に対する円滑な資金供給の確保につきましては、金融検査マニュアルや監督指針等により継続されることから、国への延長要請を行う考えはございません。

なお、市内商工会におきましては、特別相談窓口を設置して事業者からの相談や支援依頼に対応しているところでございます。

市独自の対策につきましては、国、県の景気浮揚に係る各種経済対策を注視しつつ、迅速かつ的確な情報の収集に努めてまいりますとともに、経済関係団体と連携を図り、時宜を得た対策の検討

を行ってまいります。

あわせて、関連する相談窓口への案内など、情報発信にも努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度導入につきましては、さきの3月5日の会派代表質問、公明クラブ、吉成伸一議員にお答えしたとおりであります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。小規模事業者等希望者制度活用の状況ですね、報告されたとおりだと思います。私のほうのこの前の質問が、データが違っていたということがありましたので、今回はしっかり私のほうも調べて、この問題取り上げてまいりました。

ここ数年、小規模工事の拡充と計画的な発注による地元事業者への受注機会の増大を求めて質問してきました。件数の増減の変動はありますが、額は2年前より減ってしまっています。昨年よりまだ、24年度はまだ1カ月、2月末のデータというお話でしたが、減っています。昨年より約200万ほど減っているという状況です。この理由をどのように捉えているか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 減った理由でございますけれども、基本的に小規模工事に該当する契約の業者選定に際しましては、登録者に対して積極的に見積もりの受注機会を与えるという方向で進んでおります。なぜ減ったかという理由について、詳しく分析はしておりませんが、引き続きこれらの見積もり機会を与えるようにして、受注機会の拡大を図ってまいりたいというように考えております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 2番目の質問は、市内の金融機関で継続して行えるというお話がありました。そういう中で、さらに伺っていきます。

そういう中でも、県内の佐野市は中小企業預託金制度で7億円増の16億9,000万、鹿沼市では12億円増額して47億円とします。那須塩原市は昨年と同額の11億円を計上しています。対応できるから10億円としたんだというような話と思いますが、市内の中小業者の資金繰り、震災からの利用増に十分対応できると考えたので、こうした形だと思いますが、もう少しこの点について詳しく聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、中小企業の融資制度にかかわるお尋ねでございますけれども、平成23年度の実績をちょっと申し上げたいと思いますけれども、全部で280件で、融資額が10億8,792万5,000円ということになってございます。24年の1月までの実績でございますが、243件で8億7,642万円というような状況になってございます。こういった過去の実績、あるいは今年度の状況等も踏まえながら、前年度と変わらないという今、ご質問でございますが、11億円を確保させていただき、この預託制度による支援を継続をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ぜひしっかりフォローしていただきたいと思います。

5日の吉成議員の住宅リフォーム助成制度の創設という点で質問がありました。本市にも導入の日が近づいたという感覚で、大いに歓迎したいと

思います。市ができない理由として挙げた、現在行っている助成の事業は古い木造住宅の耐震診断で、修繕、合併浄化槽の助成など、4つの事業は累計273件、金額で9,173万円で97.7%が合併浄化槽の助成であることが報告されました。

そこで伺っていきます。

これらの4つの助成事業による地元事業者の仕事と雇用の確保、地域経済の循環の経済の波及効果はどの程度になると捉えていますか。あわせて宇都宮市が行っている住宅リフォーム助成制度の経済波及効果についてつかんでいたら教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいまの雇用の人数と、それから、経済の効果と、それから、住宅リフォームのこれからの取り組み方というふうなことでご質問いただきましたけれども、詳しいちょっと分析等は行っておりませんので、雇用の人数とか、その経済波及効果等々につきましては、明確にちょっとお答えすることはできませんが、こういったいわゆる支援制度を活用することによって、雇用も生まれ、地域経済も活力が増すというふうな考え方に立って支援を行っておりますので、そういった対応につきましては、今後とも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 地元紙が「宇都宮市の住宅リフォーム助成制度半年間で経済波及効果30倍」と、こう報道しました。ほかで実施している4市も単年度限りとか2年間とかという、500万から1,500万の少額予算でしたが、栃木県内でも導入した自治体は全国並みの大きな経済波及効果を確認しています。それを肌身で知っている地元商工会は、住宅リフォーム紹介制度を実施してい

るのです。こうした厳しい状況の中で地元事業者を支援し、雇用の拡大を促すことこそ自治体の本来の仕事と思いますが、市長の見解を伺います。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長（阿久津憲二君） おっしゃったとおりだと思います。というのも、この年度末になると、これから細かな事業の出る可能性は非常に高い。そういう形で、平成24年度の事業が少ないと、こういうふうなご意見でしたが、この点については多分私もまだ1年ちょっとなんでわかりませんが、地元の中小規模業者に発注されるものは、これからちょっとふえてくると、年度末まで、そういうことも視野に入れております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ぜひ地元の中小事業者、しっかりフォローしていただいて、那須塩原市に住んでよかった、那須塩原市でよかったという、そういう実感を事業者に受けられるような、そういう財政支援お願いして、この項の質問を終わります。

続いて、最後の質問に入っていきます。

農産物の放射能対策と支援についてです。

昨年からの新基準により、農産物の放射能対策と風評被害による大きな負担を強いられ、特にシイタケ、キノコ栽培や山菜など、放射能の汚染により、農家は苦境に追い込まれています。

です。農家の補償と支援はどのように行われていますか。

です。「国の中間答申以来」とありますが、「中間指針」の誤りです。中間指針と訂正をお願いします。それ以来、東電の賠償が狭くなったと言われているが、賠償請求に対する対策はありますか。

以上、2点について答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 4の農産物放射能対策と支援についての 農家への補償と支援についてお答えいたします。

賠償請求に当たりましては、農業者みずからが被害の深刻と賠償金を直接東京電力に請求する方法と、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会を通じて請求する方法の2通りがございます。平成25年2月21日現在、協議会を通じた那須地区の請求額は第19次請求までで約6億3,600万円の請求に対しまして、約3億2,500万円が支払われております。

一方、市の支援策といたしましては、農業者の東京電力に対する相談業務や書類作成支援、農業経営に必要な運転資金を融通する、「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」に係る利子補給を行っております。また、県の支援策として、シイタケ原木の入れかえ費用の2分の1の補助がございます。

次に、東電の賠償が狭くなったと言われていることへの対策についてお答えいたします。

東京電力に対する原子力損害賠償紛争審査会は、賠償を円滑に進めるため、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針について」を作成し、損害に該当する蓋然性の高いものから順次追加しております。現在まで3回にわたる追加が行われ、1月30日の第3次の見直しにおいて、栃木県が新たに家畜飼料及びまき、木炭等、家畜排せつ物を原料とする堆肥の2つの分野で風評被害対象になるなど、補償範囲の拡大が行われております。また、中間指針に示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害は賠償

の対象と認められますので、このような案件につきまして相談を受けた場合には、東京電力福島原子力補償相談室を紹介するなどの支援に努めてまいります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今、答弁がありました。指針になくても該当する場合があるというので、安心しました。

そういう中で、国が示している賠償の中間指針、国は東電の態度に対して3月5日、東電に改善を要請しています。ぜひこれからも市のほうではしっかりと市の基幹産業である農業への支援にあわせて、こういった賠償もしっかりと市のほうで市民に支援できるような体制をよろしくお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で、10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早乙女 順子 君

議長（君島一郎君） 次に、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、ただいまから一般質問を始めます。

2013年3月議会の市政一般質問、最後の質問者

となります。

私の議員としての最後の市政一般質問ともなります。黒磯議会から通算22年間、一度も欠かしたことがない一般質問は、今回で88回目となります。月江市政から始まり、藤田市政、栗川市政と続きましたが、自治の視点からさまざまな質問をしてきました。昨年は放射能対策などの質問が多くなりました。

今回の質問、市長の公約等と市政運営については、市長に対しての5度目の質問となります。私は、チェック機関の議会の一員として、昨年当初から1年間の市政運営を見てきました。市議として22年の経験から、阿久津市政の初年度の評価を行いながらの一般質問といたします。市政全般を行うには時間がないので、福祉分野に限って行います。

まず、公約5の中から、医療の充実、子育て支援、障害者の支援、児童虐待・犯罪被害者への支援から質問し、続いて、子ども、障害者、高齢者に関する施策について質問いたします。

では、お聞きいたします。

子育て支援では、待機児童解消等のため、保育園整備計画・後期計画の策定に向け作業を進めているとのことですが、前期計画は、民営化だけが目的ではと勘違いする内容でした。計画の目的は民営化することだけが目的でなく、民営化も含めて、保育の質を高め、保育事業をどのように充実させるかなど、保育事業のあり方を示すものが期待されます。待機児童解消のためといった単純な数値目標だけでなく、計画策定の趣旨、何を目指そうとするのかをお聞かせください。

現在、民営化に伴い保育の質が下がることがないように仕掛けとして、また、公の保育園の保育の質がどのようなものかを知るために、福祉サービスの第三者評価を受けていますが、今までに

受けた第三者評価から見えてきた課題はどのようなことかお聞かせください。

虐待防止に対応できるような子どもの権利条約の制定を求めましたところ、児童虐待防止法などに加え、障害者虐待防止法が施行されたことに合わせ、保健福祉部内に担当課による検討会を設置し、各分野の現状把握、問題点、課題の洗い出しを行い、総合的な虐待防止体制の整備に向けて、条例化や組織の見直しも含めた検討を急ピッチで進めているとのことですが、その検討内容と進捗状況をお聞かせください。

公約の医療の充実、障害者の支援をあわせて、重度心身障害者医療費助成を償還払いから現物給付方式に変更してほしいと具体的に要望しましたところ、「検討させていただきます」と市長の答弁がありました。宇都宮市に続いて、来年度は日光市も現物給付方式に変更するとのこと。来年度、市単独で子ども医療費助成事業の対象を18歳まで拡大することを提案しておりますが、ぜひ県を待っていたのでは医療費助成は拡充できませんので、日光のように単独でも行ってはかがかと思えます。

そこで同様に、那須塩原市も重度心身障害者医療費助成も市が率先し、現物給付とし、現物給付を認める方向に県を誘導してください。一県議ではできなくても市長となった今はできますので、決断してください。市長の見解を求めます。

平成24年6月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、略称として障害者総合支援法が成立し、平成25年4月1日に施行されます。その中で、障害者の範囲の見直し、障害者支援区分への名称・定義の改正、障害者に対する支援では、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加、サービ

スの基盤の計画的整備が求められていますが、それらに関してどのように取り組もうとしているのかお聞かせください。

障害者自立支援法を廃止し、障害者総合支援法とするまでのつなぎ法で、相談支援体系が見直されました。それを受けて、相談支援の充実としての基幹相談支援センターの設置と役割をどのように考えていますか。

市町村による相談支援事業、サービス等利用計画では指定相談支援から計画相談支援となって、今年度どのような変化がありましたか。計画相談支援での課題はどのようなことですか。相談支援専門員によるサービス等利用者計画とサービス管理責任者による個別支援計画の作成に関して、計画相談支援の質を高めるような市としての取り組みを伺います。また、自立支援協議会の役割をどのように位置づけましたか。今後どのようにこの協議会を生かそうと考えているのかお聞かせください。

デマンド交通の導入を契機として、高齢者外出支援タクシー料金助成事業を平成25年9月30日をもって廃止するとの提案ですが、昨年策定した高齢者福祉計画によって実施している事業です。この制度は、単なる外出支援にとどまらず、介護保険では対応できない高齢者の通院や買い物の足となっています。デマンド交通の導入はゆ～バスの見直しとセットであることは理解できます。しかし、高齢者外出支援タクシー料金助成事業の廃止とセットはお門違いです。廃止によって通院できなくなる高齢者がいます。デマンド交通の導入で代替できません。今の高齢者外出支援タクシー料金助成事業に問題があるなら、昨年度の高齢者福祉事業計画時に見直しを行った事業などと同様の手順を踏むべきです。デマンド交通が高齢者外出支援タクシー料金助成事業を包括できるのか、

デマンド交通がどれほど万能なのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 早乙女順子議員の質問に順次お答えいたします。

まず、公約と市政運営についての質問でございますが、の保育園整備計画についてでありますけれども、平成20年5月策定した前期計画において、平成24年度に平成25年から28年までの計画期間とした後期計画を策定すると定めていることから、現在、後期計画の策定を進めております。

保育の質の向上、保育事業の充実などの取り組みについては、主にソフト事業での保育環境の改善を図るため、保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラムを策定し、公立、私立ともにそれぞれが課題と目標を設定し、取り組んでおります。

一方、保育園の整備計画は主に施設整備などのハード事業に取り組むための基本的な考え方を示すものとして策定するものです。後期計画では、子ども・子育て関連3法を見据えた対応、入園待ち児童及び定員超過児童の解消、少子化の進展を考慮した保育園整備、公立保育園の民営化の推進を基本方針として、具体的には、私立幼稚園の認定こども園移行の促進、公立保育園の民営化の促進、民営に移管した保育園の整備促進、既存保育園の定員増、認可外保育園施設の小規模保育園移行の促進などに取り組むことを考えております。

また、施設整備とあわせて特別保育の充実、アクションプログラムの推進など、ハード、ソフトの両面から保育環境の改善を図り、保育サービスの向上に努めてまいります。

次に、の第三者評価から見えてきた課題についてですが、主なものとしては、まず、園内においては情報が職員全員に伝わらないなど、職員間の共通理解が不十分であることが見えてきました。また、保育園指針に基づき、自己評価に取り組んでいきますが、職員全員での検証、改善計画の検討にまでは至っていないことがあります。園外において、地域に対する情報発信や保育園の有する専門的な機能の提供が不十分であると指摘されています。

次から、ずっと長いんですけども、保健福祉部でよろしくご答弁お願いします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 以降につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

の総合的な虐待防止体制の整備に向けた検討内容と進捗状況についてお答えいたします。

現在、保健福祉部内に児童、高齢者、障害者、DV担当による検討会を設置し、市民が相談しやすく迅速かつ適切に虐待、DVケースに対応するために必要な仕組みと、その包括的な体制づくりの検討を行っております。その中で、虐待やDVは孤立死、自殺、ひきこもりなど同様に、複雑な要因が絡み合っているため、市民が抱える問題の複雑化、重層化、また保健福祉制度やサービスの専門化、複雑化により、市民には相談等の支援のための制度やサービスがわかりにくいなどの課題が上がっております。このため、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉の総合的な相談機能や調整機能の構築、関係機関団体等とのネットワークの構築や支援機能の検討、地域支援員制度含めた社会福祉協議会との連携強化など、総合的な虐待防止体制の検討を進めておるところでございます。

さらに、今後は条例化についても先進的な自治体の状況を踏まえ、検討を進めたいと考えており

ます。

次に、の重度心身障害者医療費助成方法の変更についてお答えいたします。

償還払いから現物給付方式に変更することで、対象者の負担軽減、利便性の向上につながることは十分に承知しております。障害者支援の一つである本制度は、持続可能なものでなければならぬものと考え、変更に伴う新たな財政負担は大きな課題であると認識しております。

したがって、平成24年9月議会で答弁させていただきましており、財政負担の軽減を図りながら現物給付方式とするには、県における現物給付方式の導入が必要であると考えております。このようなことから、引き続き現物給付方式の導入について県への要望等の取り組みと検討を進めてまいります。

次に、の障害者総合支援法で求められるものにどう取り組もうとしているのかとのご質問にお答えいたします。

障害者の範囲の見直しにつきましては、障害者の定義に新たに追加される難病等の方がひとしくサービス等を享受できるよう、十分な制度の周知を行いたいと考えております。

また、サービス利用のための認定調査や審査に必要な難病等に対する知識について、職員はもとより認定調査員等の関係者の理解の習熟に努めます。

障害程度区分から障害者支援区分への名称、定義の改正につきましては、認定区分が個々の特性等に応じた標準的な支援の度合いを示すものと定義され、国の状況調査により一次判定において低く判定される傾向にあるとされておりました知的障害、精神障害について、今後適切な配慮、その他の必要な措置を講ずるとしていることから、国の検討状況を注視しながら、適切に対応したいと

考えております。

重度訪問介護の対象拡大及び共同生活介護の共同生活援助への一元化につきましては、平成26年4月1日の施行に向け、事業を実施する事業所等と連携をとりながら、対応を図ってまいります。

地域移行支援の対象拡大につきましては、施設や精神科病院に入所、入院している現行の支援対象者に保護施設、矯正施設を加えるものでございます。現在、平成24年度から施行された地域移行支援事業について、東北地域の相談支援事業所、医療機関等とともに事業推進に向けた検討会を実施しているところであり、対象拡大についても検討の場を設け、対応していきたいと考えております。

地域生活支援事業の追加につきましては、意思疎通支援や成年後見制度の啓発事業を通して、障害者に対する理解啓発、地域における自発的な取り組みや各障害福祉関連団体への支援を実施いたします。

サービス基盤の計画的整備につきましては、平成23年度に策定した那須塩原市障害福祉計画においても、障害者ニーズ等を把握し、当事者や家族の参画のもとに策定したものでありますが、今後、自立支援協議会の進捗管理のもと、必要に応じて計画の変更を行うなど、対応をしていきます。

次に、の相談支援の充実及び自立支援協議会についてのご質問にお答えいたします。

本市の障害者相談支援事業は、現在3事業所に委託しております。そのうち2事業所につきましては、大田原市、那須町とあわせ、広範囲にわたる支援を行っております。その相談支援の内容はさまざまでございます。特に権利擁護にかかわる問題や支援が困難なケースに対して、きめ細やかな支援を行うには、これらを所管し、専門的に対応する基幹相談支援センターの役割は非常に重要

であると認識しているところでございます。

指定相談支援から計画相談支援となつての変化でございますが、受給件数が平成23年度、1件だったのに対しまして、今年度はこれまでに7件の支給決定をしております。平成26年度末までに全てのサービス利用者が計画相談を実施することになりますが、相談支援専門委員の人数が利用者数と比較し、不足しているため、さらなる事業所の指定及び専門員の育成が必要であり、相談員のスキルの向上とあわせて、今後の課題として捉えております。

サービス等利用計画と個別支援計画の作成に関する計画相談の質を高める取り組みについてでございますが、障害者の支援には、相談支援専門員とサービス管理責任者の継続した連携が不可欠であり、加えて複数の関係機関がかかわっていくことが必要ですので、自立支援協議会を中心としたネットワークの環境づくりに取り組みます。

また、こうした相談支援事業は連携が必要であることから、今後個々の課題を踏まえながら、基幹相談支援センターの設置も含めた一体的な相談支援体系の構築に向けて検討を進めてまいります。

自立支援協議会は、障害福祉に関する地域課題の抽出と対応策の検討を行い、これまで障害者に対する理解促進及び障害者や家族の意見の場づくりのため、市内事業所による共同販売会やふれあい懇談会などを実施してきたところでございます。

今後も関係機関の中心的な組織として、障害者の地域生活、就労、権利擁護など、那須塩原市の障害福祉の充実に向けて、必要な施策の提言をいただきたいと考えております。

最後に、のデマンド交通が高齢者外出支援タクシー料金助成事業を包括できるのかとのご質問にお答えいたします。

今回の高齢者外出支援タクシー料金助成事業の

見直しの結果、事業を廃止して従来のゆ～バスに
デマンド交通を加えた新しい公共交通システムに
シフトした形となります。従来の高齢者外出支援
タクシー料金助成事業におきましては、市街地か
ら離れた場所で生活する利用者にとっては、利用
券を使用しても差額が生じ、自己負担が大きく、
利用しづらいという声がありましたので、新シス
テムを利用する場合は停留所まで行く負担が加わ
るものの、病院や駅などの目的地に低額の負担で
利用が可能となります。

また、生活している場所に関係なく同じ料金で、
高齢者に限らず誰もが利用できますので、一般の
市民にも理解が得られるものと考えております。

10月からスタートする新公共交通システムが、
高齢者にも使いやすくなるよう2年間の試行期間
の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最後の質問だと思って、
無謀に通告をしたような項目の多さに、自分でも
ちょっとあきれているんですけども、それなの
で、時間がなくなるといけませんので、割と答弁
を求めて、そして次に移っていくという、とても
速いスピードでやっていこうと思っておりますので、答
弁よろしく願いいたします。

まず、25年度から28年度までの計画を後期計画
とするということで、現在、策定を進めているそ
の計画、後期計画というのは今月末にでき上がる
という理解でよろしいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 一般の市民の方、
関係者の方に入ってくださいまして、整備懇談会
を開催してございます。その方々の意見等も十分
お聞きをしましたので、今月の庁議におきまして、

庁内的には原案という形で決定をしたいかなとい
うふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） あと、先ほどの答弁の
中で、子ども・子育て関連3法を見据えた対応を
するというふうにあったかと思うんですけども、
新制度というのは、平成27年4月から実施される
ことが見込まれていて、新制度の移行に先立って
25年度から準備して、子ども・子育て支援に関す
る市民のニーズ調査をした上で、地域の保育需要
等を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画を策
定するとされております。この子ども・子育て支
援事業計画と、今回でき上がってくる保育園整備
後期計画と、それと次世代育成支援対策行動計画
の後期計画との位置づけ、どのようになってきて、
どこがこの整備計画が、それとどういうふうに関
係してくるのか、ちょっとわかりやすく整理して
ご答弁ください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 子ども・子育て関
連3法につきましては、昨年6月に公布というこ
とでございます。

ただ、施行日につきましては、まだ不確定とい
いますか、決定してございません。例の消費税の
増税法案との絡みで施行日が決まるというふうな
流れになってございます。

その中で、ただいま議員がおっしゃいました子
ども・子育て会議、それから、保育の需要、供給
のニーズ調査ですね。それについては本年の4月
1日から一部試行という形になります。これにつ
きましては、今現在、子ども・子育て会議の設置
に向けた条例化の検討を現在してございます。さら
に、ニーズ調査でございますけれども、これにつ
きましては、まだ国のほうでも調査の内容等に

については決まっていないといいますが、そういう状況でございますので、早くとも年度の後半あたりに開始するようになるのかなということでございます。

さらに、新制度につきましては、システムの改修等も必要になってくるわけでございますけれども、こちらについては、いずれもまだ国、県のほうでもはっきり決まっておりますので、それらを見ながら補正予算のほうで対応させていただきたいかなというふうに思っております。

それと、その新法で求めています、いろいろな先ほどの支援事業計画ですとか整備計画につきましては、今回も後期計画を策定する中で、それを、その動向をにらみながら、いつでもその新法が施行されれば、そちらに若干のアレンジなりは必要になると思いますけれども、移行できるような形で、対応させる形での計画を今現在、策定中でございますので、その新法が施行されましたら、そちらのほうに乗りかえていきたいというふうなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、幾つか確認させていただきます。

地方版子ども・子育て会議は条例化するつもりで、もう準備をしているという、これは設置努力義務ですけれども、とりあえず、きちんと設置してやっていこうという意味はおありだということ間違いありませんね。

それとあと、今、さまざまな計画、保育園整備計画もでき上がってきますし、次世代育成支援行動計画の後期計画もある。そこら辺が全て明らかになった時点でニーズ調査をして、そして、子ども・子育て支援計画に集約されていくというような認識でよろしいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） そのような認識で結構でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） そこでお聞きいたしますけれども、本当でしたら、わからない、わからないというふうに答弁をしていましたけれども、実際には国のほうから、ある程度先に準備しなさいということで、それで、25年度の当初予算では条例化するなら条例化の費用、そして、ニーズ調査の費用を計上しなさいというふうにありますけれども、それは計上をなぜしかなかったんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 今、議員がおっしゃいましたように、地方自治体において必要となる事項ということで、25年度の予算の確保というようなことで国のほうから流れては来てございすけれども、先ほど言いましたように、その具体的な内容が、まだはっきりしてございませんので、ある程度見えてきた段階で、まとめて予算化をしたいという考えでございまして、当初予算では見送らせていただいたというふうにございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 介護保険のときと同じように、国は決めなきゃならないことをおくれおくれになってくるけれども、スタートするのは変わらないということですので、この辺の予算措置はしておくべきだというふうに私は思いました。

あと、地域の実情に応じた事業内容の検討とか放課後児童健全育成事業の基準の条例の検討などもスタートしなきゃならなくなると思うんですけども、学童クラブの関係者との協議は始めまし

たか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 学童クラブにつきましては、協議についてはまだ協議の段階に入っていないというのが現実でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今後、安心こども基金との関係が整理しなきゃならないものが出てくると思うんですけども、どのようなものですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど申しましたように、この財源の手当てにつきましては、例の消費税増税との絡みがあるということで、その辺がまだ不透明な部分があるということでございます。今現在は安心こども基金で、これは単年度事業でございますので、非常に先が見えないという中で、先ほど市長のほうから答弁さしあげました認定こども園ですとか、いろいろな施設整備についてなかなか規模といたしますか、建てかえとか移行しようということになっても、その財源のほうが見えてこないということになってございます。私どもも一刻も早くその辺が基金から別な恒久財源というふうになるように、見守っているといたしますか、そういう段階でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 学童クラブとの協議というのは、なるべく早いうちにしておいてください。なぜかという、さっき言った保育園整備計画のニーズ調査では大体できません。ですから、それで学童クラブは6年生までが対象となるわけです。ですから、子ども・子育て保育のニーズ調査をするときに、学童保育がきちんと入ってなき

やいけないことに今度はなりますので、その辺が問題である、今までの担当部局二重行政と言われていたもの、それが今度三重行政になっているんですか、今ね。というような状態になっていますので、国の動向をきちんと把握している市町村だというふうに、この間、市長が答弁していましたので、抜かりがないようにやっておいていただきたいというふうに思います。

認可外保育施設が家庭的保育、小規模保育へ移行することということを山本議員のときに、そういうことを期待して答弁してありましたけれども、認可外保育を運営する事業者に対して、現在保育園などを運営している法人と同じように客観的認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことというのが求められています。保育の質と関係しますので、この要件、安易に下げることができませんので、部長が一昨日答弁したように、たやすいことでないというふうに思いますけれども、那須塩原においては、この家庭的保育、小規模保育への移行、これが都会での待機児童解消じゃなくて、地方でもメリットがあるんだということを国は言っておりますけれども、どのようなことが那須塩原市では課題になっているのか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先日も答弁の中に入っていたかなというふうに思いますけれども、この後期計画を策定するに当たりまして、今現在、市内で保育事業を実施をされている認可外保育施設の関係者も含めまして、30の事業体に調査をしてございます。その中でいろいろ認可外保育所の関係者の方からも意見等をいただいておりますけれども、一番はやはり運営費が少人数であるとい

うこともございまして、不安定だということが見えてきているかなというふうに感じております。

さらに、特に待機児童といいますが、入園待ち児童の解消のために一翼を担っていただきたいというふうなことでお願いをしております、先ほど市長のほうから答弁しました、小規模保育園、それについては認可を得るような形にもちろんなるわけでございますので、その辺のノウハウといいますが、それについて市のほうの支援が欲しいというふうな声も中には入っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） その辺のところを含めて課題たくさんありますので、早いうちから取り組んでおいていただきたいと思っております。

の再質問に移ります。

第三者評価結果で指摘された課題については、それぞれの保育園ではどのように受けとめたのかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 現在までに公立の4つの保育園で第三者評価を受けてございます。それぞれに保育園によって多少ご指摘といいますが、改善を求める内容が違ってはございますけれども、代表的なものにつきまして、先ほど市長のほうから答弁を申し上げたところでございます。その中で、中に受けとめた保育園のほうにつきましても、その評価書の中で第三者評価結果に対する事業者のコメントということで、保育園の中でそれを受けとめた結果が記載がありますけれども、まさにそのご指摘のとおりですよということで、今後それらについては保育園を挙げて対応していきたいということで受けとめているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この第三者評価は、指摘されたこと以上に自己評価によってみずからの気づきのほうが大切で、改善に結びつくという手法です。先ほどの答弁で、職員全員での検証とか改善計画の検討ができていないというようなことがありましたけれども、それはなぜなのでしょう。民営化のために義務化されたので、ただ、やればいいというふうに思っていないでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど市長のほうで答弁を申し上げました、アクションプログラムですね、こちらについても、その自己評価なり第三者評価ということで、保育の質を高めていくんだと、保育園につきましては地域における子育ての専門機関、保育所については専門家になるというふうなことでのアクションプログラムでありますので、ご指摘をいただいたものについては、そのとおりに受けとめている結果なのかなというふうに思います。

ただ、今現在までその指摘を受けるに至った経緯につきましては、ご承知のとおり保育園については正職員よりも、その倍以上の臨時職員といいますが、早番、遅番、さらにはパートということで、そういう職員の状況でございますので、それらそういう方も含めた全員、保育園の職員全員が共通の認識を持って、共通の目的を持ってというふうな体制になるのは、なかなか今まで大変だったのかなというふうな感じはしてございます。それについても、ほとんどの保育園でそのようなことでご指摘といいますが、いただいておりますので、できるだけ事務的なものについてはマニュアル化するか様式化するかということで、できるだけそういう時間は省略できるような形にしまし

て、職員の意思疎通のほうに時間を割いていくような方向でというふうなことで、園長会議等でも話をしているところでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 職員のみずからの気づきの中で保育の質の向上のためのアクションプログラムを行うということが出てきたんだということで、ぜひその辺はみずからの気づきによって出てきたことなので、実行していただきたいというふうに思います。

実際に、この第三者評価や自己評価を行って、そして公立から民間に引き渡しをしたときに、引き継ぎのときにはどのような課題が残りながら引き継ぎをしますというようなことを言って民間に渡していますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど今まで4つの保育園が評価を受けましたということでございます。全て公立の保育園が受けているわけでございますけれども、その中で民営化になりました、ゆたか保育園が1度受けてございます。その中では、当然この第三者評価の結果についてもお示しをしながら、1年間かけてその委託先の事業者と1年間を通して引き継ぎをしている中で、このようなことについても明らかにしながらやって引き継ぎをしてございまして、民営化後3年以内に、その民営化されたこの事業体が、また第三者評価を受けるといふ移管条件になってございますので、その辺については当然引き継ぎをしているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 全てが公立の保育園民営化するわけでないので、残りの公立の保育園の質を確認するためには評価を受けなきゃいけない

と思うんですけども、今後どのように考えています。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 残りの保育園につきましても、順次もう計画ができていますけれども、年間2カ所、3カ所ということで、全ての公立保育園については第三者評価を受ける予定となっております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この項最後の確認をさせていただきませうけれども、民営化された保育園、そして、3年後に第三者評価を受けることになっているということですので、民営化前と民営化後の評価の比較というものを保護者ができるような工夫というのは何か考えていますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） いずれも既に受けている4つの園についても公表はしてございます。これから移管した後、受けるに当たりましても、公表ということでありませうので、比較等についてはできる状態になってございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ただ、公表されているからいいということではなく、もうちょっと何か仕掛けないんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 保護者会等で常に保護者会の意向を受けながら、よりよい保育ということで、どこの園でもやってございませうので、移管になった後のところについても子どもから入りまして、保護者会と事業者と、それから、市のほうということで定期的に協議等もするようにな

ってございますので、その中でそのような場をつくってやっていければいいかなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） その辺のところでは十分な情報を提供をするということをしていただきたいというふうに思います。

では、の再質問に移ります。

先ほど、総合的な虐待防止の体制をつくって、毎回この答弁なんですけれども、その中で今後、検討する条例というような言い方をしたんですけれども、それって実際にどういう条例なんですか、名称でもいいし、何と何と何に関する条例とも、ただ、今後検討する条例とかという言い方なので、もうちょっと具体的な何を目的とする、どういう分野の条例なのか、ちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 庁内で横断的に組織をつくって、中間のまとめは1回やらせていただいた状態でございますが、条例化につきましても、それぞれのといいますか、先進の自治体でいろいろな形のものがございます。それについては、まだ私のほうではちょっとどんなふうなことということではありませんけれども、とにかくその福祉事務所と、それから、関係している機関が横断的に、単なる虐待防止条例とかということではなくて、もうちょっと膨らませた形といいますか、トータルサポートというような形でできないかなというふうなことで考えてはございますが、まだちょっと白紙の状態でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今お答えになったのは、児童虐待防止、DV防止、障害者虐待防止、高齢者虐待防止ということで、4つの防止法ができた

ので、それに対応するような条例がトータルサポートができるようなということで考えているということで、そういうさまざまな虐待に関する総合条例というニュアンスですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） それぞれの虐待事案といいますか、虐待に対する対処方法というのは、その個別個別で今までもマニュアルといいますかがございます。

問題は、その再発をどうふうに防いでいくかということでございまして、それについては総合的な相談支援のシステムといいますか、そういう体制が必要なのかということで、私のほうでトータルサポートというふうに、これは私個人のイメージに近いんですけれども、そういう考え方も取り入れるべきではないかなというふうに考えて答弁をさしあげました。実際には、まだ白紙の状態ということで。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） このところで、今回、児童虐待防止に対応できるような子どもの権利条例の制定等を絡めて聞いてみたんですけれども、どうも総合虐待防止条例というものをイメージして、ちょっと私の専門とずれちゃっているんですけれども、ということは、ここで先ほど言っていた先駆的な自治体の状況を踏まえ、検討するということは、子どもの権利条例のことではなかったんですね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 申しわけございませんけれども、子どもの権利条例との絡みは意識はしてございません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) これに関しては、いずれ4つの防止法ができたんだから、市町村でも、いずれ4つの条例に対応できるようなものは持っているということを知っていましたので、それはそれで部長の意思を引き継ぐ方たちが実行していただければいいんですけれども、答弁の中でちょっと気になるものがありまして、先駆的な自治体の状況を踏まえ検討するということなんですけれども、なかなか先駆的な自治体というのはないと思うので、私はこれは子どもの権利条例のことだというふうに思っていたんで聞いてみようかなと思ったんですけれども、そういうことではないということで、先駆的な内容があるというのを思いながら、じゃ、先駆的な自治体というんだから、もしかしたら子どもの権利条例のことかなと思いながら、すごく主語がなくてあいまいやりとりをしてしまいましたけれども、わかりました。

4つの防止法ができて、それを受けた条例化するということも前向きに検討なさっているようなので、それは引き継いでやっていただきたいと思えます。

そもそも先駆的な自治体であっても、まねをすることがあってはいけないというふうに私は思っています。なぜならば、国が示す準則によって条例をつくってきた長い経験がありますので、やはり条例というのは那須塩原市独自で条例をつくるということをしなくては意味がないということをし添えて、次の質問のほうにつなげます。

のところですけども、宇都宮市の佐藤市長が公約を実現して、今年度からは、その前に鹿沼、芳賀町がありますね。そして、今年度から日光市が加わっていきます。先ほど県に働きかけて、県へ要望するということですので、今の福田知事を考えると、大体半分ぐらいのところをやったら、

そろそろ県がやるかというような、割と消極的な方なので、それを待つしかないという理解ですかね。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長(生井龍夫君) 以前の議会でもお話しいたしますが、答弁させていただいてたかというふうに思いますけれども、昨年の市町村長会議ですね、県の、その中で宇都宮市が皮切りだったかというふうには思いますけれども、県のほうに要望しましょうということで要望をしたと。それを受けまして、県と市町村長会の代表の市町村で検討に入っているということでございまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、宇都宮市が去年の10月から実際実施をしております。その中で、宇都宮市の状況を、1年間の状況ですね、それまでにその現物給付になると給付がふえて負担が大きくなるよとか、いろいろな課題があったかと思えますので、それについて宇都宮市の状況を見ながら、25年度におきまして結論が出ればいいですけども、再検討をしていくというふうな流れになってございますので、今現在、私どもの立場ではその推移を見させていただいているという状況でございます。

議長(君島一郎君) 16番、早乙女順子君。

16番(早乙女順子君) そういう答弁なので、この項の質問、ちょっと一時停止で、次の質問である障害者総合支援法に関してちょっと質問をしたいと思えます。

この質問をする前に、前提として国連障害者の権利条約にさかのぼって確認いたします。

2006年12月に採択された国連障害者の権利条約は、障害のある人の基本的人権を促進、保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則です。2008年にはエクアドルが批

准して、批准国20カ所になったので、これによって障害者の権利条約は発効しております。

日本というと、2007年に国連において障害者権利条約に署名していますが、署名したまま批准できておりません。署名したということは、国は批准の意思はあるということだと思えますが、批准できないのは国内法がきちんと整備されていないからだというふうに思います。障害者基本法改正、総合福祉法改正などが批准できていない大きな課題となっているため、障害者権利条約の批准に向けて、国内法整備の一環として2011年7月、障害者基本法の一部を改正する法律が成立して、2012年6月、障害者総合支援法も成立したのだと思えますけれども、国にいた副市長は、このような認識ですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 急になぜ私が指名されるのか少しわかりませんが、実際、国のほうでどういう動きがあるか知りませんが、署名はしたけれども、批准をしないという場合には、大体の場合は国内法の整備、それが国内の政治状況も含めて整っていない場合におくれる場合が一般論としてあるのではないかと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今も副市長の答弁にあったように、批准には国内法がきちんと整備済みであるということ、現に障害者に対する差別不利益が認められないということが必要なんだというふうに私は思います。そのためには、法律だけでなく障害者が生活する市町村が自立支援の取り組みをしなくてはならないというふうに私自身は思うんですけれども、障害者総合支援法に関しては施策を実施するという上で、その認識はござい

すか。これは部長、お答えください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 障害福祉施策につきましては、今までも目まぐるしく展開が変わってきたということでございます。その辺の原因も、今、議員がおっしゃられていたような国内法の核となる考え方というのが、はっきりしていないせいもあったのかなというふうに感じしているところでございまして、そのとおりではないかなというふうに感じております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、副市長と部長と聞いたので、障害者支援を公約として打ち出している市長は、日本は条約を批准したほうがよいというお考えはお持ちかどうか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 私この点について、いろいろ事情聴取をしたり、あるいは庁内の打ち合わせをしたりという体験ございませんので、ここではみずからの意思がどうだということを差し控えさせていただきます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） とっても意外な、普通は障害者の支援を公約としているならば、障害者の状況を改善するために明確に条約は批准すべきだというふうに単純に言えると思って私、聞いたんですけれども、どこも協議をしていないんで答えられないのかちょっと、ちょっとどなたに相談しないと答えられないことなのかがわからない。これは私は自分の個人的な今までやってきた活動の中で批准すべきだというふうに明確に、すぐに答えられるんですけれども、それが答えていただけないということですので、実際に今、行われて

いる整備というものは全部障害者の権利条約がバックボーンにあって、障害者を保護の客体から権利の主体と捉えるということとか、障害とは社会との関係によって生じるとの考えが明確になっているのも、そのせいだというふうに、そのためだと思います。これまでの考え方を根本から転換することがないと障害者の支援はできない。

じゃ、ちょっと聞き方を変えてみます。

障害者の障害というのは、社会との関係によってご本人が障害なのではなく、社会との関係によって生じる、この意味は市長、おわかりになりますよね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） ただいまの質問は、そのように私も理解をしております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） よかったです。これがわかりませんと言われちゃったら、私どうしようかなと思って、本当に障害を持っている方は、本人が障害なのではなく、社会との関係によって生じるんだ、この認識がきちんとみんなが持たないと、先ほどの一時停止した4番に戻りますけれども、県のように重心の償還払いをなかなか現物給付にしないなんていうことが起きます。

障害とは、社会との関係によって生じるものということに立てば、県がとっている償還払い、それで市町村に縛りをかけてくるということ自体が障害であるというふうに私は思います。ですから、県は早急に償還払いを現物給付に変える。市町村への縛りをなくすということをするれば、市町村が現物給付にできるということになりますので、そのようなところもきちんと県のほうに伝えて、ただ、してくださいではなくて、あなたがやっていることは障害とは社会との関係によって生じるも

のということをご理解なさっていないんですよということぐらい言っていただきたいなというふうに思います。

次の質問、5、6は一括して再質問いたします。

この5番目のところで、今回、障害者総合支援法が成立して難病等が障害者の定義に加わりました。先ほども十分な制度の周知を行うというふうにおっしゃっていましたが、難病の人は計画相談支援、どこにまず行けばいいというふうにお考えですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 今回の改正で新たに難病への支援ということで加わったと。相談支援につきましては、やはり今、皆さん難病というぐらいなんで、それぞれの病院に行っているかなというふうに思いますので、その病院のまずソーシャルワーカーが第1番かなと、その中で通常のネットワークの中で市のほうなり、そういうまだ相談支援センターのほうでは体制がまだ整っていないと思いますので、市のほうになるかなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もう一つだけ、ちょっとこの でお聞きいたします。

地域移行支援の対象拡大で大切なことというの

は、特に精神病院などに長期に入院していた人の、ここである方が言っていた言葉が私はすごく印象的だったんですけれども、「忘れられたニーズをどう引き出すかです」というふうに私、聞かされたんですね。そうなんだなって、長く入院させられていると、自分の要望、要求を言えなくなってしまうんだな。それを相談支援事業者は具体的に引き出さなきゃいけないわけなんですけれども、そういうような相談事業所を具体的に、この那須塩原市ではどこが担えるというふうに思いますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 地域移行支援の対象拡大ということで、先ほどの答弁の中にも入っておりますけれども、まさに今、議員がおっしゃったように、その受け皿、支援をその方々の声なき声といいますかを引き出す相談支援の体制が重要だということで、今現在も例えば犯罪を犯して刑務所等に入るよりは、そういう措置入院等で一定期間精神科の病院に入院されている方、そういう方についても、なるべく早く地域に移行しようということで、いち早く取り組みがなされております。その中の取り組みにおきましても、本市については今現在、相談支援をやっております、ゆずり葉さんがかかわっていたかなというふうに思いますので、本市においてはそういう状況かなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ゆずり葉にしても、相談支援センター、行政がやるべき相談を委託で受けていますよね。そうしたときに、現在の委託形態で担えるのかどうかということで、基幹型の相談センターの役割というのが必要になるというふうに思うんですけれども、今のよう委託状況では、それが担えるというふうに思えないんですけ

れども、そこをどのようにお考えですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先日来の地域包括ケアの話と似ている感じになりますけれども、その辺は私どももいつも思っております。そういう中で、福祉事務所の中に、精神担当の保健師なり精神福祉士、そういう者の配置をとということで、人事ヒアリング等でも申し上げているところでございまして、今まさに委員がおっしゃったような形で基幹型の支援センター、これが重要になるかなというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私も基幹型の相談支援センターは本当に重要だというふうに思います。

その基幹型の相談支援センターということは、総合相談、専門相談ができるワンストップの窓口にならなくてはならない。3障害全てに対応できることでなくてはいけません。その上に権利擁護、虐待防止と、あと先ほど話していた地域移行、地域密着に取り組む、この地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担うということになると思うんですけれども、実際に今の委託状況、近隣の市町村と一緒に知的と身体は1カ所で、精神はあと通訳をという、こういう状況の中で、ワンストップ窓口で3障害に対応できるということがちょっと考えられないんですけれども、その辺どのように今後していこうとするか、何か案があるんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） まさに今、議員がおっしゃられたとおりでございまして、今回の総合支援法への移行におきまして最大の課題かなというふうに思っているところでございます。大田

原市と那須町と相談支援事業、2つの事業については共同設置ということで今までやらせていただいているわけでございますけれども、そこに健康福祉センター等も入っていただいて、何とか設置に向けていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 身近な市町村に3障害に対応できるような基幹型の相談支援センターというのは、絶対に必要になりますので、今のあり方とはちょっと違ってきてしまうので、そこを十分に検討していただきたいというふうに思います。

じゃ、の最後になりますけれども、地域自立支援協議会ということで、つなぎ法で求めている市町村の自立支援協議会のつくり方と、那須塩原市の障害福祉計画でできている自立支援協議会というのは、ちょっと違うというふうに思いますけれども、今後それをどういうふうに変えていくおつもりなのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 今まで、現在も那須塩原市の自立支援協議会につきましては、障害者本人、それから、ご家族の方等についても入って一緒に活動させていただいているところでございますけれども、今後の課題としましては、先ほどから出ている、新しくなりました権利擁護の関係とか、そういう面での部会等の立ち上げ、そのようなものが必要なというふうに感じております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 那須塩原の地域自立支援協議会、本人、家族が含まれているということ

は、ある意味先駆的なことなんですね、取り組みとしては。それで、ほかからもとても注目されていた自立支援協議会ですけれども、でも、今度総合支援法になって、それに伴って今度自立支援協議会をつくるということになったときには、部会を設置しなきゃならないときには、那須塩原のつくり方の部会とはちょっと違ってくると思うんですね。地域移行部会とかサービス等利用計画評価部会とか、権利擁護部会とか子どもの支援部会とか、就労支援部会とか、さまざまなここで担わなきゃならないものがありますけれども、こちら辺のところは、もちろん先ほどの答弁のやりとりでは認識していらっしゃると思いますよ。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど権利擁護だけ申し上げましたけれども、必要に応じて、そういう関係の方にも入っていただいて、さらには、その下部組織というんじゃないですけれども、実務者レベルの部会等も設置をしてやっていく必要があるというふうには感じております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 就労支援なども、今度は取り組まなければならない一番行政が弱いところですけども、それをさまざまな関係者と一緒にしていくということになりますので、ぜひそういうものに対応できる自立支援協議会の設置と、それで先ほど言った基幹型の相談支援センターの改廃をしていただきたいというふうに思って、最後の質問に移ります。

この質問、もう何人かが質問しましたので、特に磯飛議員への答弁以上のものは出ないでしょうけれども、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、基本的にデマンド交通とデマンドタクシ

ーということは、もちろん違うんだということの認識はしておりますよね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） デマンド交通とデマンドタクシーの違いというふうに今おっしゃられましたけれども、走る車がタクシー仕様なのかという、タクシーといった場合には、ポイントからポイント、ピンポイントで動くということだと思うんですけども、デマンド交通といった場合には、要するに需要に応じて走る。それがピンポイントの場合もあるし、路線の場合もあるしということで、今回については路線形式で、とりあえず始めたいというような考えです。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） タクシーが来るのはドア・ツー・ドアになるんだって、そこが大きいと思いますので、その辺のところを、使う車両がどうのこうのじゃなくて、ドア・ツー・ドアかどうかという部分のところだということで、今後の検討のときには十分に配慮していただきたいというふうに思います。

これは次は、予算と関係しているんですけども、高齢者福祉費で、自立対策生活支援事業の扶助費というのが、これに含まれているのが外出支援タクシーの予算なんですけれども、平成24年度の当初予算では、骨格的予算ということで減額されちゃってありました。でも、平成25年度では、平成23年度と比較して事業内容は減っていますよね、この事業、だけれども、額は23年度同等なんですけれども、外出支援タクシーの予算というのはどのように計上されているんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 予算関係の資料がちょっとお手元がないんで、細かい数字はちょっと申し上げられませんが、25年度の当初予算のお話ですよ。25年度につきましては、この間から出ておりますように半年分ということで、その中ではタクシーの助成の費用については見込んでおります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ということは、ほかの事業の増額が大きかったんで、23年度と同額に近いぐらいになっているという認識ですか。半分しか計上してなかったんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） ほかの事業費も入っておりますので、ちょっとさっきも言いましたように、ちょっと細かい数字がないもんですからはっきり申し上げられませんが、今までもとりあえず見込みで当事業費のほうは要求をさせていただいて、査定を受けて、つけてあるということでございますが、その23年度の状況をちょっとお手元がないもんですから、申しわけございません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 結構です。常任委員会でその辺は細かく聞かせていただきます。

ちょっと基本的なことをお聞きいたしますけれども、この高齢者外出支援タクシー料金助成事業というのは、介護保険で入れたのではなくて一般財源で高齢者福祉事業として導入されたと思えますし、そういうふうには予算措置されています。そのときの導入された理由というのが、別に基本的な導入の理由というのは、生きがいデイであっても、この外出支援タクシーであっても、どうしてこういう高齢者福祉事業を始めたのかという、そ

こをどういうふうに認識していますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 在宅の高齢者に対する福祉サービスという観点でございまして、住みなれた地域で自立して、いつまでも生活できるようにという中の一つの施策というふうな考え方でございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、当初この事業が仕組んだときには、あくまでもその閉じこもり防止ですよということで、そちらがメインであったというふうには聞いてございます。ただ、それがずっと事業が実施される中で通院なりの足がわりというふうな形の使い方になってきていたということは事実であるというふうに思っております。その足がわりということですと、別に障害者、それから、重度の障害者については、別な福祉タクシー券の制度がございまして、当然、高齢者の場合でもそちらに該当する方については、そちらが優先というふうな形に当然なっておりますけれども、そういう状況でございまして。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 閉じこもり防止とか以前のことで、介護保険導入のときには保険料を払っても認定されなくては利用できない。だから、この保険に反対だと言っていた人がとても多かった時代だったんですね。そのときに別に外出支援タクシーだけじゃなくて、生きがいデイも含めて認定を受けてない元気な高齢者とか、あと、その予防になるちょっと前の人でも使えるサービスはありますよって、だから、介護保険、一般財源でそれはやりますよということで導入したということなんですけれども、そのときの導入する約束としたものを、ただ、閉じこもり防止というふうになさくしないでいただきたいということ、1

つお伝えいたします。

それと、市民への今回説明責任が果たせないやり方と、きょうの高久議員へのものを聞いていたところは、将来への負担増を理由として正当化しようとしている。まるで脅しのようなふうな感じがしました。そこまで今年度廃止しなくてはならないほど那須塩原の財政状況悪化しているんですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（渡邊泰之君） 先ほどの私の答弁を踏まえてのことだと思しますので、申し上げますと、先ほど高久議員に対してお答えしたものの、繰り返しになりますけれども、今現在の財政状況は決して悪いものではないと思っておりますけれども、将来のことを考えて我々は先々に手を打っていかねばならないと考えているわけです。

先ほど人口問題研究所の2035年の那須塩原市の人口について述べさせていただきましたけれども、今から22年、23年後の話です。今、きょう生まれた子どもが社会人になるときに、我々はツケを与えることになってはいけなないと、要するに自分の子どもであつたり孫に対して、ある意味全部借金を負わせている、そういう自覚を負いながら、それであっても正当化しなければならないほどのものがあるのかと、それは今回のタクシー券の話だけではなくて、全ての分野について我々執行部のほうも真摯に考えていきたいと思っておりますし、議員の方々もぜひ同じような問題意識を共有していただければと考えております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） せめて市民への説明とか理解を得る期間がとれなかったのでしょうか、今の状態は市民参画のもと、計画を立てています。ですから、これを立てるものも市民参画で行って

きています。審議会へ諮って意見を求めるということが、なぜできなかったのでしょうか。昨年これが事業計画として出されてきたのは、議会改革の中で議会が議決したのもでもあります。そういうことを思ったときに、これは議会軽視ではないか。あと、昨今の政策プロセス、プラン・ドゥー・チェック・アクションを無視した、新しい行政運営のやり方にほど遠い、説明責任を果たしていない。何でこんなことが今の時代に起きるのかということで、とても不思議です。さまざまな計画を担当する企画部長、このやり方に対してどのようにお感じですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 計画というところで、一般論で申し上げますと、よく計画はどこまでいっても計画でしかないというようなことも言われることもございますけれども、計画は目的があって策定されるということをお案すれば、基本的に計画に沿って行政運営が行われ、計画に示された目標が達成される場所に意義があるんだろうというふうに思っております。ただし、行政評価によりまして実施している事業に効果、成果があらわれないというような場合には、見直し、廃止というも選択肢にあってしかるべきであろうというふうに思っていますし、当然ながら計画に想定のないような特段の事案等の発生に対しましては、柔軟な対応も必要であろうというふうに思っています。

また、先日の会派代表質問で吉成議員が触れておりましたが、首長のマニフェストと公約と総合計画と既存の計画との整合性の問題等が最近、提起されているところでございまして、特に数値目標を掲げてのマニフェストの場合には、そのようなことが言えるということで、ほかの自治体にお

いては現在さまざまな検討が行われているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 行政評価も受けていないし、実際にこれは高いサービスを望み、高い負担をするかどうかは市民の判断、低い負担で低いサービスを選択するのも市民の判断というふうに言われていた介護保険のときに、保険料を税金をどう判断するかということで、それで判断してきたものです。それをこんなに急に何の説明責任も果たさずにするということは、私は本当に市民に対しても市民軽視であって、そして、それを議決した議会軽視であるというふうに思います。それを怒らなきゃならないのは、本当は私たち議会なのではないか、軽視されているということは議会なのではないかというふうに私自身は感じます。

これで再質問自体は終わりますけれども、通告しました大きなタイトル、市政運営に対して少し意見を述べさせていただきます。

私は執行機関と妥協せず、二元代表制の市議として監視、牽制、批判機能を行行使して、市民の立場に立って、よりよい行政にしようと思ってきました。市民の満足の得られる行政とするには、道半ばだと思っております。物事を決めるのは、国のように遠いところで決めるのではなく、市民に近いところである市町村で決めるのが最善と思ってきました。ですから、市町村の職員には期待しました。職員の皆さん、これからの時代、市民に協働のパートナーと認めてもらえるような仕事をしてください。単純な多数決は決して成熟した民主主義ではありませんので、数の力で押し切ることなく、少数の意見にも配慮した民主的な行政を目指してください。そして、国に依存することなく、自治を確立してください。

これからの地方自治体の運営は、市民参画のもと、市民との協働が求められます。市民への説明責任、市民参画に逆行するような運営がなされてはいけません。那須塩原が後退することがないようをお願いいたします。

昨年从那須塩原市を見ていまして、危惧することが何点かあります。財政が厳しいからと小さな団体の補助金、交付金をカットする反面、突然フランスに観光視察に予算を使う。弱気から取り上げて、強気が使うと感じました。また、放射能汚染の影響で不安を抱えている人の声には耳を傾けず、アドバイザーの鈴木元さんのように大学の先生の権威には耳を傾ける。小さき人の声は届かず、大きな人の意見には従うといった傾向があるとも感じました。そして、市長の意見を牽制することなく賛同する議員の意見は尊重し、二元代表制の市町村議会の議員として監視、牽制、批判機能行使する議員の意見は軽視するようにも感じられました。

市町村は二元代表制をとっています。市長におかれましては、そのことを理解し、監視、牽制、批判機能行使する議員の意見にも真摯に耳を傾けていただきたいと思います。そして、公平公正と言える行政運営を心がけてください。

最後に、傍聴者の皆様、市政運営の監視を議会に任せっ放しにしないためにも、今後も議会に最大の関心を寄せてくださることをお願いいたします。

以上で私の最後の一般質問といたします。
議長（君島一郎君） 以上で、16番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕
議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。
市政一般質問を終わります。

散会の宣告
議長（君島一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時36分